

# 令和元年第3回上毛町議会定例会会議録 (2日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和元年9月5日 午前10時00分

---

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人    2番 友岡みどり    3番 岩花寛之    4番 田中唯登志  
5番 廣崎誠治    6番 宮本理一郎    7番 峯 新一    8番 三田敏和  
9番 安元慶彦    10番 茂呂孝志    11番 荒牧弘敏    12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 福田正晴  
総務課長 岡崎 浩・ 企画情報課長 堀 綾一・ 開発交流推進課長 永野英憲  
税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 佐矢野 靖  
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光  
教務課長 村上英之・ 総務係長 宮吉保男

---

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好  
議会事務局書記 岩井英樹

○議事日程

令和元年第3回定例会議事日程（2日目）

令和元年9月5日 午前10時00分 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

## ○会 議 の 経 過 （2日目）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様もよろしくようお願いいたします。

一礼して御着席をお願いいたします。礼。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんをお願いいたします。発言は必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不穏当発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議になりますよう皆様の御協力をよろしくようお願いいたします。

それでは始めます。

ただいまの出席議員は議員全員です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりです。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では一般質問を行います。

本日の一般質問の質問者は、お手元の議事日程表に掲載のとおり、6名です。

質問順は申し合わせにより、通告書提出順に発言を許可することといたします。

本日の会議には、地方自治法第121条の規定に基づく説明員として、さきに配付した各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、一般質問を行います。

質問者の質問時間は答弁を含み60分以内ですので、通告された時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また、答弁についても、効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されておりますので、消費時間を確認し、厳守してください。ちなみに、今、「60」と表示されておりますが、スタートしてすぐは59分59秒残っております。ゼロになっても、残り59秒、正式にはありますので、時間を確認して質問をされてください。

それでは、1番、友岡議員、御登壇ください。

○2番（友岡みどり君）おはようございます。1番ということで、張り切って質問させていただきます。

さきの秋雨前線は、九州北部大雨最大級の警戒レベル5という厳しい状況下に置かれ、多くの被害をもたらしましたが、上毛町は重大な災害の惨状に至らず、安堵しているところでございます。しかしながら、多く被害に覆われた北部九州地区におかれましては、復旧が進まず、生活再建への不安を募らせており、平常な生活にいち早く戻られることを切に願うものであります。

職員の皆さんにおかれても、防災の警備体制の従事、大変御苦労さまでした。災害は忘れたころに突然襲ってくるものであります。行政機能の強化に努め、備えあれば憂いなし、日頃から万全の防災対策を講じ、住民が安心して暮らせるまちを目指していただきたいと願っております。

さて、決算議会ということで、今後の上毛町のあるべき姿への要望、御期待を込め、質問させていただきます。

国の施策、地方創生の名のもと、地方の権限が大きくなる中、町には多様化する課題を解決する能力が問われております。第28次地方制度調査会の答申の中では、インターネットの利用などにより、議会審議の公開の取り組みを検討する時期に来ていると提言されてます。その答申から13年たっております。住民に身近な議会実現のため、地方議会の機能は、議決、監視、政策提案であり、町で行う政策決定過程や政策課題の解明、問題点検などを審議して明らかにしていくため、町民代表として町民の意向を踏まえながら最善の政策決定を実現することが議会の役割であります。

多くの町民の皆様は、その重大な施策の決定過程に関心があります。開かれた議会として透明性を図り、多くの町民の皆様や職員に特に知ってもらい、関心を高めることによって、今日、議会議員のなり手不足の解消にもつながり、新たな担い手の確保にも期待を持てるものであります。

そこで、議会の公開のための議会中継をライブで配信してはどうかとの提案であります。開かれた行政、魅力ある議会を目指すことにより、若い世代にも関心を持っていただく機会でもあります。議会中継は、他の自治体におくれを取っております。情報公開の一環として、議会開催生中継をホームページや公共施設、ロビーなどに映像を配信し、公開する時期に来ております。より多くの町民に上毛町の取り組みに対し関心を持ってもらうためにも、この映像配信の実現を願っておりますが、財源を必要とされますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、教育環境の充実についてであります。

さきの議会で、町長は「雇用のないところに人は住まない」とおっしゃっていましたが、御存じのように、車社会の現在、既存の企業では町外の従業員を多数雇用しており、管理職の方々は町外に住んでおります。地元働く場があっても、町外に居住を構える人が多く見受けられます。企業誘致も大切ですが、本来の行政の役割は町民の福祉であります。今議会の中で厳しい意見を言わせてもらえれば、本町職員であっても、本町生まれ、本町育ちや、立ち退きに遭った住民であっても町外に移住しており、一向に人口増加にはつながらず、減少の一途をたどっております。なぜ、上毛町を安住の地として住まないのでしょうか。

個々の事情もおありでしょうが、一つは子育ての教育環境や交通の利便性にあるのではないのでしょうか。築上東部地区、唯一の県立高校も廃校になり、高校進学を選択肢もなく、通学にも困難な地域であります。また、小学校にしても、各学年1学級であり、今後、複式学級となると予測も出ております。「児童の資質を育む上で大きな課題である」と、教育長も発言されております。

人口ビジョンの中で魅力あるまちづくりを示していますが、現実問題として、子育て世代には、企業誘致や住宅整備政策は定住のための魅力ある町とは到底思われません。それよりも、高校進学問題を解決するため、心血を注ぎ、懸案事項である大分県へ自由に進学できる環境づくりのための機動力ある活動をすることが重要であります。しかるに、進学を選択肢を増さなければ、子育て世代の人口増にはつながらないと思っております。上毛町で子育てしたいと思う教育環境の充実、その教育環境づくりこそが切実なる近々な重要課題であります。その課題を解消できることによって、自然と子育て世代もふえ、児童も必然的にふえるものではないのでしょうか。

また、町長は、九州一輝く町を目指されておりますが、どうでしょう。福岡県でトップでの小中学校給食費の無償化を実施されてはどうでしょう。財源は厳しいのは承知しておりますが、そこは知恵の出どころでもあります。魅力あるまちづくりの方向性をもう一度精査し、思い切った政策を実現されることを期待いたしますが、町長、教育長のお考えはどうでしょう。

次に、福祉事業としての高齢者へのきめ細かな支援策についてであります。日本は、急速な高齢化が進み、総人口の4人に1人となっております。今後、高齢化率は総人口が減少する中で、高齢者人口が増加することにより、2036年には33.3%と、3人に1人となると予測され、さらに人口は減少に転じた後も上昇が推計されてお

ます。

そうした状況の中、高齢者の交通事故が多発しております。加齢による動体視力の低下や瞬時の判断能力の低下など、身体機能の変化により運転操作におくれが出ることや認知機能の低下も懸念され、その不安は免許証の返還を考えている高齢者が多数いるのが現状であります。

しかしながら、上毛町は自動車がないと生活できない地域でもあります。きめ細やかな支援策を講じることで、町民が安心して暮らせる福祉の町、それが一番の魅力ある町として存在しているのではないのでしょうか。執行部の皆さんはまだお若いので実感はわからないと思いますが、核家族化により、ひとり暮らしで頑張っている御高齢者の方々は切実な問題でもあります。

私も近い将来、返還を考えなければならぬ時期が来ると予測しておりますが、車がなければ、買い物や医療の受診などをどうするか不安になります。今日の礎を築いてきました高齢者の皆様が安心して心穏やかに過ごせる社会づくりを目指し、救援対策を手厚くすることを速やかに実施することが必要とされております。早急なる実現に向けた温かな支援策を講じることを御期待、お願いするものであります。

九州一輝く町、人口1万人を目途に掲げている上毛町、行政が温かな手を差し伸べて、町民が日々輝き、生き生きと安心して生活できる町こそが、九州一とは言いませんが、輝く上毛町、輝く町民となるのではないのでしょうか。「言うは易く行うは難し」であります。私には、現町政は理想ばかり掲げた中途半端な施策を展開して空振りしており、無駄な税源負担を強いているとしか思われません。町民の視点に立った行政運営こそ必要であり、現実を見据えた施策の転換をお願いしたいと強く思っているところでもあります。

以上の質問に対し、順次、御回答していただき、詳細につきましては自席で質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）答弁からでよろしいですか。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それでは、まず私のほうから1点目の、議会開会中、本会議におきまして、生中継を役場庁舎、げんきの杜ロビー、ホームページ等で配信してはどうかという御質問でございますが、重要な御提案であるとは存じますが、私ども執行部側の考え方で推し進めるべきものではございません。議会の中で十分な御協議が

なされまして、議会事務局等を通じまして提案がなされたときに、こちらの検討事項になるのかなというふうに思っておるところでございますので、まず、皆様方で十分な御協議をいただければと考えておるところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）どうしましょう。逐次質問しましょうか。それとも、全部回答……。

○議長（宮崎昌宗君）それはお任せします。

○2番（友岡みどり君）じゃあ、今の。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）当然、手順としてはそうでしょうが、執行部側の考えをお聞きしたいということで質問させていただいております。

しかるに、財源が必要とします。人的なものも必要とするわけでございますので、執行部側はどういうふうに考えているかということをお答えしていただきたいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）当然、議会会議録あたり、今、公開しています部分の中で、氏名あたりはブラインドにしておる等もございます。ですから、単純にそのままライブ中継がなじむのかどうかという部分に十分検討の余地があるのかなと。ある一定の部分の録画で、どうしてもオープンにできない氏名等の部分につきましては、無音なりの処置を施した後に公開するというようなことであれば可能かなと思っておりますが、完全に全てライブ中継であると、議事録上はブラインドにしている部分も全てオープンになりますので、そこら辺はいかがかなと。ただ、議会のほうでさまざまな御提案があって、そういう部分を前向きにという部分であれば、財源的なものもございますが、どれぐらいの予算規模をお考えなのかという部分とあわせ持って考えていく必要があるかなと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）もうお調べになったかわかりませんが、県下で情報公開というか、ライブで発信している自治体のほうが少ないんじゃないかというふうに私は思っておりますが、もう時代はそういう時代でございます。ぜひとも議会でも当然検討すべきことではございますが、議会で検討した結果、執行部のほうに御提案するとい

うことであれば、真摯に、前向きに検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）当然そういった部分で、しっかりと検討された部分であれば、我々も真摯に考えてまいります。ただ、住民の成人式あたりを上げていくという部分で考えますと、映像の配信もしかりですが、例えば、もっと、本日の傍聴にお見えになっていただいておりますが、傍聴がしやすい時間での開催であったりとか、そういった部分も検討課題になるのかなというふうには思っています。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）今の話を伺うと、映像配信について否定的なようにお聞きするんですが、何回も言いますけど、あなたも、まだ管理職じゃないとき、2回審議してるの、関心がおありになったと思います。他の職員も、管理職で議会に出席できない職員については、議会でどういうふうに議員が提案してるのか、意見を述べているのか、審議しているのか、町長がどういうふうに答弁しているのかというのは関心を強く持っております。ライブ配信することにちゅうちょすることなく、それこそ、九州一輝く町づくりを目指す皆さん方にはおくれをとっているようなことでは、今後、上毛町としても九州一を目指す自治体ではないというふうに私は解釈しております。

一番重要な議会審議、ライブ配信について、前向きに検討のほど、お願いしたいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）私は否定的に申し上げているわけではございませんので。当然、先ほど来、一番最初に申し上げましたとおり、議会のほうでじっくり御検討いただいて御提案されて、その部分について言い合おうということではございません。ただ、やり方としては、単純にライブ配信を行えば政治に関する関心が高まるという部分だけではない、日曜日の議会開催であったり夜間の議会開催で、映像で見る部分でなくて、お見えいただいて、要するに傍聴をいただく部分も向上させるとかいう方法もあるのではないかなというふうに申し上げているだけで、しっかりと議会の皆様方に御協議いただいて、こういう方向で行きたいということをお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。



○2番（友岡みどり君）ライブ配信をやって、その後、当然、傍聴に参加される方がしやすい方法等も同時進行で協議してもいいのではないかと思っております。長年、議会の中に参加させていただいた中で、いろんな手法を試しましたが、傍聴者というのはなかなかこちらが思うほどに参加する方は多くございません。それよりも、家なり休憩時間なり、それから職場の中で、ちょっと議会はこういうふうな審議をしているんだらうかとかいうことをホームページ等で発信すれば見ることもできます。町民にいち早く議会の審議内容について発信できるように、議会のほうで当然協議しなくてはいけないと思いますが、その節は前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）当然、議会の皆さんがぜひこれをやりたいんだという部分で、全体で御協議なされた部分に予算をどうのこうのということはなく、財源を何とか捻出してその方向で行きたいと思いますが、まず、皆様方で十分御協議いただきたいという部分が第一でございます。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）それでは、総務課長から財源を捻出するという回答を得ましたので、今後、議論した上で、議会側のほうで前向きにそういう方向になれば受け入れていていただきたいと思います。

それでは、これについては、以上、終わります。

次、教育関係。

○議長（宮崎昌宗君）教育長。

○教育長（道免 隆君）議員より御通告がございました子育て世代の懸案事項である高校進学問題であるが、大分県との県境規則を廃止させ、自由に選択できる高校進学が可能となる環境の充実が近々の重要施策と考えるがということにつきまして、御答弁をいたします。

現在、本町と吉富町の中学生が受験できます、その根拠というのは、今から70年前の昭和24年に大分県の教育委員会が設定をいたしました大分県立高等学校通学区域設定規則に基づきまして、各学校がつくる入試要項の中に、その他の項で「県外隣接中学校からの志願」という項目が設けられているというのが根拠でございますが、いわゆる、その受け入れの制限枠、何人受け入れるかということにつきましては、時

の大分県教育委員会の判断でございます。

議員がおっしゃいますように、制限なく自由に受験が可能となることは望ましいことだというふうには思いますが、大分県に限らず、都道府県立の高等学校において部活動とか校数等によって特例を設けている以外については、一般的にそういった都道府県が設置した高等学校においては、そういった場合、自由に受験ができるということとはなかなか難しいことだというふうに考えています。

また、昨年3月議会でも、田中議員のほうからの御質問の際にもお答えをいたしましたけども、中津市内の保護者からは、「なぜ、大分県民の税金で設置・運営している学校なのに福岡県から受け入れるのか」と、「その分だけ中津市内の子供が私立の学校や遠くの学校に行かなくて済むのではないか」というような声が県教育委員会に寄せられているという話も耳にしております。

このような状況から、議員がおっしゃるように、規則の廃止をうちのほうから求めれば、廃止そのものは容易に認められても、自由に受験ができることを認めてもらうことは到底できないことだというふうに考えております。結果的に、受験が認められなくなるということも危惧されることだというふうに思っております。

したがって、本教育委員会といたしましては、現在の受け入れ制限枠を設けていただいている現状がベターであるというふうに考えております。ただ、この枠の拡大をしていただくことがベストだと考えますので、本年も6月に坪根町長を団長として、本町と吉富町の関係者並びに仲介の労をとっていただきました大分県議会議員3名と一緒に、県教育委員会のほうに要望を行ってまいりましたけれども、今後もこの要望活動を引き続き取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

なお、この問題については本町だけの問題ではありません。吉富町さんとも共同歩調で取り組んでいくことが肝要だというふうに思っておりますが、吉富町の教育長とは、先ほど申し上げたような認識で一致しているところでございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）今までの慣例を打ち破らないと、今の状況は打破できません。

教育長さんがおっしゃったように、大分県の判断であって、大分県税で運営している学校はなぜ県外から受け入れなければいけないかという御意見もあるでしょう、一部にはですね。私、一町民から言えば、上毛町の町民、築上東部の町民の方々は、中津

市にほとんどお金を落としております。そういう中で、目には見えない、中津市に貢献しているわけでございます。

私が在職中、中津市の広域行政の協議会の中で企画課長と懇意になりまして、その話を投げかけました。そのとき、調べてみましょうという回答で、これは本当かどうかわかりませんが、そのときの回答ですけど、大分県の教育委員会は前向きであると。福岡県の教育委員会のほうが厳しいという意見をいただいております。具体的にどういように厳しいのかということについては、詳細についてお聞きしてはおりませんが、毎年行っているような陳情活動だけでは前向きにいかないと思っております。やっぱり心血を注いでいろんな方法をとって、県境を排除し、子供たちが、今、上毛町で自由に選択できる高校、通学が可能な高校というのは、そうありません。その環境を打破しないと、子育て世代の人口増にはつながらないというふうに私は思っております。どうか、再度いろんな手法をとって、機動的に、教育長の力、町長のお力で打破していただきたいというふうに願っております。

○議長（宮崎昌宗君）教育長。

○教育長（道免 隆君）一つは、これ、先ほど議員もおっしゃったように、県のことで、ただ、福岡県教育委員会のほうの新たな動きとして、平成30年度に青豊高等学校の入学の枠として、大分県から1割、当時は300人でしたので30人を受け入れるということで、新たな動きが出てきております。ただ、現実問題として、大分県内のほうから青豊に行った人数というのは5名に満たないというふうに聞いております。この数がふえれば、そういった話も含めて、まず福岡県教委のほうにそういった話も申し上げて、大分県との関係について改善をしていただくようお願いをしたいというふうに思っているところでございます。いずれにしても、本町の子供たちの高校の選択の幅が広がるということが大変重要なことだと思っております。できる範囲の努力はしていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）この問題は切実なる子育て世代の問題でございます。教育長さんのお力でぜひともこれを脱却するように、再度申しますが、活動のほうをお願いしたいと思っておりますし、期待させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）それでは、私のほうから小中学校の給食費の無償化について、子育て世代の支援策として、福岡県でトップで実施することを検討してはどうかにつきまして御答弁させていただきます。

給食の無償化につきましては、過去にも同様の質問があり、事業の継続性と恒久的財源の確保がキーワードになると答弁しております。また、経費につきましても、仮に無償化した場合、平成28年度実績で小中学校合わせて約3,000万円、平成29年度実績で約3,400万円ほどかかっております。

事業の継続性を考慮した場合、政策を財源確保が難しくなったという理由で、途中で変更することは困難を伴うものであり、しっかりとした財源の裏づけと政策的な結びつきを考えないといけません。

なお、本町では、平成30年度より学校給食地産地消推進事業助成金制度により、米代にかかる費用を助成しております。

以上のことから、教務課としましては、学校給食法第11条に規定されているとおり、原則として保護者が負担することが望ましいと考えますし、子育て支援策として、無償化にこだわることなく、子供たちが将来にわたりたくましく生き抜く力をつけるために何が必要なのかを、他の分野との政策連携等を踏まえ、総合的に検討していく必要あるかと思えます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）何か、理屈を述べてね、よくわからないんですけど、現実を踏まえ、九州一輝くまちづくりを目指す以上は、福岡県下でもトップクラスの施策を展開しないと輝けません。町民にも喜んでもらえません。必要な財源は難しいとおっしゃいますが、これについては、知恵を絞れば、100%とは言いませんが、ある程度の確保はできるんじゃないかというふうに考えております。

何にしても、子育て世代をふやすためには魅力ある町をつくらなければいけないんです。私は、教育環境を県下でも一番の環境にすることが、子育て世代が上毛町に住んでくれると、集まってくれるということではないかなというふうに思っております。ありきたりの答弁ではなくて、もう少し前向きに一生懸命、子育て世代がどういうふうに上毛町で教育をしやすくなるのかということを前向きに考えて答弁をしていただ

きたいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）先ほど述べましたように、給食の無償化ということで、事業の継続性、それと恒久的な財源確保ということが問題となろうかと思えます。子供たちが将来にわたってたくましく生き抜く力をつけるために何が必要かというのを、他の分野との政策連携を踏まえ、総合的に検討していくということ为先ほど申し上げました。

本年度、上毛町の主要施策の中にもございます子育て支援・教育の充実ということで、26施策、本町では、子育て支援、教育の充実に関して施策を実施しております。そういった部分で、総合的に今後検討していく必要があるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）ちめちめ、ちめちめした、大したことないようなのを並べて実施しても、町民は理解もできないし、魅力あるとは感じません。前向きに検討するという回答を得ましたので、それについては前向きにぜひとも検討していただきたいと思えます。進捗状況については、しっかり監視をしながら、また、この施策については質問をさせていただきたいと思えますので、教務課長の力を発揮して、財源確保して、福岡県下で一番の学校給食費無償化の実現に努めていただきたいと思えます。期待しております。よろしく申し上げます。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）今の部分ですが、給食費の無償化、これ、過去にさまざまな交付金があった時代あたり、それから政策提案の時期等に提案した職員が何名かおったと思えます。そのときに、当時、総務課長であった方がおっしゃられたのは、恒久的財源の確保、それから事業の継続性というのは非常に困難じゃないかという部分で却下されたケースがかなりあります。

現在、ここにおける職員、その当時の総務課長の部下であった者が7割、8割います。その当時の考え方を換えられたのか、その当時の考え方が間違いであったのか、その辺がはっきりしないと、指導を受けた者としては、なかなか切りかえがきかないという部分を御理解いただきたいと思えます。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）総務課長は、逐次、私が現職のときの発言について言っておりますが、やめて10年になります。一昔です。その時代と今の時代は違います。私が言って指導したことを10年そのまま引き継いでやるということは、あなたが成長してない証拠であるし、職員も成長してないというふうに私は理解しております。

状況も違うし、10年前、合併後の話でございますので、あなたもそうですが、私たちは合併前後、朝早くから夜遅くまで眠るのも惜しんで頑張っ、いろんな問題解決に奔走してきました。私どもは、ある程度、上毛町の基礎、基盤をつくって退職させていただいたつもりでございます。私は最後、お別れのときに挨拶をしたと思いますが、その後、肉づけするのはあなたたちの力ですということで、期待してやめました。

十年一昔、それをいつまでも、在職中の私がこうして発言した、ああして発言した、こう考えているような言い方はもうやめていただきたい。あなたたちが成長しないということを公にしているのと同じでございます。私は、あなたたちがもっと成長して、もっと、私たちが現職のときにできなかった施策、行政事務等を一生懸命やっているということを期待して発言していくことが、私たちが、職員、町長並びに皆さんが御苦労した結果の証だと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員、熱心な議論はいいんですけど、あんまり、「あなたたち」とか、そういう言い方は余りよろしくないですね。執行部とか課長というような言い方をお願いいたします。

答弁ありますか。答弁はよろしいですか。では、次の質問でよろしいですか。

○2番（友岡みどり君）いいです。はい。

○議長（宮崎昌宗君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（佐矢野 靖君）それでは、私のほうから高齢者へのきめ細かい支援策について、交通弱者への救援体制を今後手厚くする施策を検討してはどうかということに対してお答えさせていただきます。

交通弱者ですね、移動手段を持たない高齢者の方が一番困っているのが買い物に関して、これは買い物難民という言われ方もしておりますが、そのための支援策として、28年度からですが、移動販売事業、それから宅配事業、買い物バスツアー事業に取り組んでいるところでございます。

3月議会の田中議員の一般質問でもお答えさせていただきましたが、実際に本当に事業を行ってみて、そこまで困っている方、せっぱ詰まっている方はいないように感じております。コミュニティバスを利用してイオン三光に買い物に行っている方は非常に多いようです。あとは、家族、親族が支援したり、地域の方と一緒に、あと友達同士で一緒に買い物に行ったり通院したりしている方も多いようです。病院に関しては、病院で独自に送迎をしているところもあります。

そうした自助、共助、公助の順番、流れはやっぱり守るべきだと考えておりますし、共助の中でも互助、お互いに助け合うという、この部分は、住みなれた地域でいつまでも生き生きと暮らし続けるためという地域包括ケアシステムの、本当一つの形ではないかなというふうに思っております。これは大切にしていかなければいけないものだと考えております。

そして、今後の施策に関しましては、社協のほうに委託している見守り事業、その一環としてやっております地域福祉会議等、これは全41地区でやっております。その会議等で、それぞれ地域の課題とか、そういったものをお話ししていただいております。そういった中で、ニーズを把握しながら必要に応じて何ができるのか、何をしなければいけないのかというのを検討していかなければならないというふうに考えております。

例えば社協と、今やっておりますボランティアグループ、なごみとか、移動のそうしたボランティアグループですけど、そうしたところの支援をどうやっていくかという、そんなところを検討していく必要があるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）さまざまな支援策を講じていらっしゃるということを理解いたしました。しかしながら、今後、免許証を返還した場合、具体的にどのような救援策があると思いますか。高齢者が、今の時代ですから、75歳以上でしょうか、75歳以上ぐらいになると、先ほども申し上げましたように、身体能力の低下等もあって不安になる方、それからお医者さんに通われる方もたくさんいらっしゃいます。そういう方々に対して、例えば巡回バスの運行にしても、そのバス停まで家から歩いて行かなければいけないのをどういうふうにしていくのか。山間部につきましては、特

に距離もあります。足腰が弱ってる御高齢の方々の救援策等々について、きめ細かな政策というのは、どういうふうに考えてるのかお知らせください。

○議長（宮崎昌宗君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（佐矢野 靖君）そうした部分も、今いろんなニーズがあります。地域福祉会議のところで、そこまで行けないという話も出ております。じゃあ、それをどうしていくかというのは、もっと検討していかなきゃいけないというふうに考えておりますし、今ここでこれをしますという形は、ちょっとなかなか、今、答弁できかねますので、そこはちょっと御理解ください。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）ぜひとも佐矢野課長、あなたの優秀な能力で、きめ細やかな、私たち高齢者が安心して生活できるような施策案を提言して、実現をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員の質問が終わりました。

2番、宮本議員、登壇ください。

○6番（宮本理一郎君）皆さん、おはようございます。

傍聴の皆様、ありがとうございます。どうぞお時間の許す限り、お聞きいただければまことに幸いと思います。

皆様御承知のように、昨今のテレビで、あるいは新聞等マスコミで、ごみのニュースを聞かない日はないほどでございます。本日の朝日新聞にも、豊前市岩岳川のごみ拾い、美化運動、これは2000年に発足した地域推進運動のようでございますが、後藤市長から表彰を受けたという記事が出てございます。そういうふうに、人間社会がもたらす廃棄物である、ごみは、量も質も、あるいはその対策も時代とともに変化してきたのは事実でございます。

時代をさかのぼれば、明治政府が1900年に汚物掃除法というのを制定いたしました。伝染病の予防のため、生ごみを居住環境から隔離することが目的の立法でございました。開国以来、数万人の死者を出したコレラの流行やペスト菌の日本上陸阻止が大きな目的であったと聞いております。この時代においては、地方の山間地域では、一般家庭で発生するごみや廃棄物を焼却したり堆肥として再利用したり、また、河川や田畑に投棄したり埋設したりする処理が日常であり、さほど罪悪感を感じなかった



のでございます。

これを機に、土地の所有者、使用者に対して、掃除、清潔の保持を義務化し、自治体に対しては、回収した汚物、ごみを適正処理する義務を課したのであります。このときから、ごみ、あるいは、し尿処理の収集が地方行政の重要な事務業務となったわけでございます。

その後、1930年代になって、汚物掃除法が新たに改正され、腐敗化しやすいごみを無害化する手段として、地方行政にごみの焼却を義務化されたのであります。戦後、経済成長と大量消費の時代が到来し、急増するごみが、いわゆる公害問題となり、処分場が急増いたしましたことは、皆さん御承知のとおりでございます。この段階に来て、ごみの搬出抑制と、地域のごみは地域が責任持って処理しましょうという地域住民参加型が推進され、現在に至っているのでございます。

一方、今やごみ問題の最大のテーマと言っているのが、プラスチックごみの問題でございます。2019年、フィリピンのミンダナオ島で死亡した鯨の胃の中から、何と40キロものプラスチックごみが回収されました。世界中がこのニュースに驚いたわけでございます。それだけ、海や海洋がプラごみで汚染され汚くなっているという事実でございます。

このように、河川やため池、海洋には、それを汚染するプラごみが、2015年、国連の調査でございますが、何と3億トンも浮遊し、不法投棄され、流出しており、中でもペットボトル、レジ袋の使い捨てプラごみが47%を占めているということがあります。プラごみは、海に流出しても微細な粒子となって魚類やイルカ、亀、海鳥など海洋生物に壊滅的な影響を与えているという事実がございます。プラごみは、腐食しない、分解しないということから、生物、植物に大きなダメージを与えると国連より指摘され、日本がこの海洋汚染の大きな加害国であると考えざるを得ない実情があり、その責任を、どう今後、果たしていくかということが大きな課題であります。

このような観点に立って、本日、私は、ごみ処理対策について広範囲にわたって御質問申し上げたいと思います。

詳しくは自席にてお伺い申し上げます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） それでは、早速、お伺い申し上げます。

まず、一般ごみの収集についてでございますが、現状、家庭ごみ、これを種類別に

分別しているわけですが、直近の5年間ぐらいのデータで、種類別の増減、分別現状、これをお示してください。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 町は家庭から出るごみを19種類に分別し回収を行っております。各家庭に分別方法等を記載しました「資源とごみの分別ガイドブック」を毎年、家庭に配布して、正しい分別に努めていただくようお願いしております。

家庭ごみの収集量につきましては、平成26年度は2,017トン、平成27年度2,047トン、28年度1,943トン、29年度1,908トン、27年度を境にしてごみの収集量は減少傾向にありましたが、平成30年度につきましては1,935トンと、前年比で、1.3%の増で、不燃ごみが19トン、可燃ごみが13トンの増となっております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） ただいまの数字をお伺いすれば、さほどの変化はない、まだまだ出されてるごみの量は多いということでございます。

次に、ごみを出すごみ置き場、ごみ収集所でございますが、ここの維持管理という点では、これは、行政のほうである程度、基本的な管理マニュアルで指導しておるのか、それとも各地区に、区長さん等にその管理維持はお任せなのか、その辺はどうですか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） ごみかごの増設につきましては自治会長からの申請としておりまして、維持管理につきましても地元自治会長をお願いしているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） そうすると、それぞれ町内何カ所か、何百か、収集場所があるかと思えますけども、その場所、その場所によって管理状態が違う。管理状態が違うということは、いわゆる衛生状態も違うということじゃないかというふうに思います。だから、そういった面で、収集場所を行政のほうである程度定期的に、環境の維持管理ができているかどうかというようなチェックはしてございますか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 町内に出たときにはごみかごを確認しております。それと、

ごみかごにごみ袋等が残っている場合は住民の方から通報がありますので、その通報により対処しているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） ごみをパッカー車で収集しているわけですが、その際に、運転する方、あるいは、その補助の方等は、それぞれの地域にそれぞれの場所、収集する際に、いろんな問題点がある、これは統一されてないな、ここはちょっと特殊だな、これは改めてほしいなというような問題点、気になった点というようなことを行政のほうに上げてもらうようなシステムはできてますか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 収集できない不適切なごみや収集日以外のごみが出された場合にはこういうようなステッカーを張りまして、出された方に注意を促しているところです。ちょっとマナーが悪いようなところがあれば、ごみの収集員のほうから日々連絡を受けておりまして、その都度、対応しているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） つまり、ある程度パッカー車の乗務員から、そういった極端な例は報告がある、そしてまた、そういったステッカーを張るというようなことでございますから、ある程度の維持管理はできていると私は判断いたしますが、近隣の自治体で、私はいつも驚くんですけど、ネットですね。網をごみの上に置いて、いわゆる我々みたいな金具のごみ箱の中に入れるシステムじゃなくて、そこに5個も6個もごみ袋を積んで、その上にネットを置いてるようなところがある。そこを見ますと、やっぱりカラスが来て、動物が来て、つついているのがよく見受けられる。だから、そういった意味でも、鉄のかごに入れてるとはいえ、カラスは口先が長いもんだから、ビニールをつついて、よく見るのがごみ箱の周辺が非常に散乱してるという実情がございます。

私の地区は週ごとに担当が決まって掃き掃除をやってるようでございますが、そういったことは各地区統一してやっていると認識してますか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 全部ではないんですけど、各隣組で当番を決めて管理しているということは情報提供をいただいております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）次に、ほぼ毎日ぐらいかな、土日を除いて。町内放送で、ごみの提出日、どういう内容のごみをあしたは出さない、何曜日に出さないということを言ってるようでございます。私は、それはサービスと思って非常にありがたいなと思ってた。だけど、私に直接申し入れてきた住民がいます。何でこれだけの回数を毎日毎日、同じ放送をしなきゃいけないの、ちょっと回数が多いんじゃないのというような意見もございますが、そういった意見はございませんか。届いてませんか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）無線放送につきましては、可燃ごみ以外は、前日の午後8時と当日の朝7時30分の2回しております。そういう、住民の方からはもう決まっているのにというような声も聞きますが、放送で助かるといった面も聞いているのが実情です。しかしながら、住民課としましては、ある時期には、無線放送についてはやめたほうがいいのかなというようなところで課内で検討しているところです。

また、企画情報課のほうで、ごみの出し方等のアプリ等も今年度作成中でございますので、庁内で十分検討して、放送につきましては、来年度以降、検討して対応したいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）これは、私が感ずるに、19種類の分別をやっていると。それと、ごみなら何でも一袋に全部入れて出せばいいんだと。非常に理解度が十分、まだ行き渡ってないというふうに思うんです。この日に、このごみだ、生ごみだ、プラごみだ、そういうことがまだ行き渡ってない。それは、まず御年配で理解できない方、あるいは、私が一番思うのは、外部の地区の方が、ちょうど通勤途中にごみステーションがあるからそこに置いていこうと。だから、よその地区から持ち込みごみがあると。それは全然、本日出さなきゃいけない対象ごみじゃないものも持ち込むと。そういった事情もございますから、一概に、住民が、その地区の方が悪いという言い方はできませんが、まだまだ、これは住民に浸透する過渡期であろうかと思えますから、その方がおっしゃいましたように、放送回数が多いというのは、その方は徹底できてるでしょうが、ほかの方はまだ徹底できてない。つまり、収集する側からすれば、不徹底だから、これだけ行政が住民に対して徹底してくださいという意味の放送をしてるというふうに私は理解するんですが、それでよろしゅうございますか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）それも含めて、朝の8時30分までにごみを出すようにしておりますので、うっかり忘れていた人もおることも考慮して無線放送でしております。各家庭には、年に1回、このような分別ガイドブックを配布しておりますので、この中にいろいろなごみの出し方について記載しておりますので、これを参考に出していただければということではと考えております。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）生ごみとは別にプラスチックごみですね。これの出し方がどうも不徹底なように私は感じます。本体と栓とふた、これを取り外す。そして本体にくっついているビニールテープ、巻きつけた広告塔みたいなロゴの入ったテープと。こういうものを取り外す。そういったことが徹底できてないというふうに思いますが、その辺はどうですか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）そのような出し方につきましては、このパンフレットにも書いておりますし、そういうことが見受けられるということであれば、もう一度、きちんと住民の方に広報して、こういったとおりに出してもらうように啓発していきたいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）一番怖いのは、女性用、最近は男性も使いますが、化粧用のスプレーですね。スプレー缶とか、あるいは害虫よけのスプレー缶、あれを出す場合もあのまま出しちゃうと爆発するおそれがあると。穴をあけて提出しろというような細かい指示もあろうかと思いますが、その辺は徹底度はどんなぐあいですか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）そのあたりにつきましても、ガイドブックにきちんと書いておりますので、それに従って出していただければと考えております。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）いずれにいたしましても、ごみは、人間が生きていく以上、消費するものにごみがつきものでございます。ごみは「美を護る」というふうに漢字では書くわけですが、その生活環境の美観を守るという観点に立って、個人個人、あるいは家庭家庭が十分認識してごみを出していただくということをお願いする以外ないわけで、次は、産業廃棄物の処理についてお伺い申し上げます。

産廃に関しましては県の担当であるということを確認した上で御質問申し上げますが、産廃の原則がございましょう。それと現実とは、現状、どうなっているかお聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 廃棄物の処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められております。廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物に分かれておりまして、産業廃棄物の許可権限につきましては県になっております。収集運搬、処分と、また別個に許可が必要で、廃棄物の種類ごとにも許可が必要となっております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 今おっしゃられたように、産廃ごみを取り扱う上では、まず産廃処理業者という資格が必要である。処理方法、どこに持っていてもいいわけじゃない。処理場等の規制とか制限があるというふうに思いますが、現状、本町でこの産廃の資格、処理方法、処理場等々において、その規則、制限が守られている、そういうふうに思いますか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 産廃の分につきましては、それと業者への指導につきましては、県の廃棄物対策課で行うこととなっておりますので、詳細には私のほうは把握してございません。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 先ほど言ったように、これは県の担当で、県の仕事の範疇ではございますが、産廃自体は本町でも発生する、産廃業者も本町におるということで、全て県にお任せというわけにはいかないでしょう。だから、県と本町は、この産廃についてのコミュニケーションはとってるんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 産廃で、上毛町で問題があれば、必要なことがあれば、県のほうから事情等の把握の連絡には上がっておりますので、連携はとれているものと認識しております。

○議長（宮崎昌宗君） ちょっと質問以外で申しわけありません。

済みません、傍聴の方、申しわけないですけど、傍聴規則で、帽子は、済みません。

どうぞ、宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）じゃあ、端的にお伺い申し上げます。町内において、不法投棄の事実は昨今ございましたか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）不法投棄につきましては、住民からの通報や巡回パトロール等によりまして処理をしております。28年度の不法投棄の通報等の件数は14件、29年度が30件、30年度は18件となっております。不法投棄につきましては、一般廃棄物、産業廃棄物関係なく、住民課に通報があれば確認に向かいまして、状況を確認後、必要に応じて警察や保健所と連携して、原因者の特定に努めているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）不法投棄を見つけた場合、あるいは、そういう現場を見た場合、これは行政に連絡し、そして行政が警察や保健所に連絡し現場検証をなさるということですね。で、現場検証で、これが不法な投棄だということになれば、これは犯罪が成立するということになるんですか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）最近では8月下旬に西友枝地区において不法投棄の通報がありまして、警察の方と一緒に現場確認に行っております。昼とかエアコンの室外機等が山林に不法投棄されておりまして、その中に氏名を記入した宅配便の送り状等がありましたので、住民課としましては、ごみを捨てられた土地の所有者の氏名、連絡先を警察署にお伝えして、その後の対応については警察にお願いしているというような状況でございます。大体そういうような対応をしております。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）これは、あつてはならないことではございますが、まだまだ、本町の居住者がやってるというよりも、上毛町は、緑地帯、山間部が多い、あそこに持って行って夜間に捨てればいいのかというように安易に思ってる個人、あるいは民間業者等々がいるんじゃないかと思われる節が非常にあるわけでございます。町内の河川、ため池、田畑、山林等への不法投棄の実態調査はしたことがございますか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）実態調査はしておりませんが、先ほど申し上げましたが、住

民からの通報や巡回パトロールで発見した件数を報告しております。実態調査はとか  
というのは、特別にはしていません。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 実態調査はしてないけど、ときどき通報があるということでご  
ざいますが、全く、今後も実態調査をしないというのはどうかと私は思うわけでご  
ざいますが、週に1回、月に1回ぐらいは、町内を、山間部、あるいはそういった河川、  
ため池等の回りを巡回して、そういった不法投棄がないかどうか調査をするというの  
も、一つの、この上毛町生活環境、住環境、生活を守るという意味で必要なんじやな  
いですか。どう考えますか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 済みません。不定期ではありますが、不法投棄の監視パト  
ロールは、定期的ではないんですけど、必要に応じた形ではしております。また、監視  
カメラ等の設置も有効に使いながら、不法投棄の防止に努めているところでございま  
す。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 産廃ごみ、つまり、産業廃棄物ですが、これを取り扱う業者  
には資格が要るということをお話ししましたが、出す側は排出事業者責任に基づく廃棄  
物の適正処理ということが法律で義務づけられているわけですが、排出事業者責任と  
はどういうことですか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 排出者責任とは、多くの場合、ごみは直接排出者が処理をす  
ることなく、外部に処理を委託しておりますが、他人に委託してごみを処理する場合  
でも、委託業者が不法投棄をすれば、排出者にも責任が生じることとなります。排出  
者は、自分が出したごみは最後まで責任を負うということが排出者責任ということに  
なっております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） それに関連して、民間同士で、こういうごみがあるから、あん  
たんところの、あの山の一角をちょっと貸してくれんか、置き場として貸してくれん  
かと言って、その場所を提供した場合はどうなりますか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。



○住民課長（垂水勇治君） 廃棄物処理法の違反というようになります。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） そうですね。その場所っていうものが適正な処理場でなければ、田んぼとか畑とか、山道とかに置きっぱなしであった場合は、これは法律違反ということになりますね。だから、こういったものを見つけた場合は、通報すれば、当局が当然調査に入ると、そういうことだというふうに理解いたします。

それと、当然、廃棄物処理法に基づく資格とか免許を持ってないと、産廃の処理、取り扱いができないわけですが、具体的に、有資格者、つまり、個人とか法人の資格を持つての方が適正運搬し、適正処理場において適正処理するという、このルートはというふうに考えたらいいわけですか。つまり、その免許、資格を持つての方が適正なパッカー車、車で、適正な処理場、認可を受けた処理場に持って行って処理することが適正処理と、一連の適正処理のルールということでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 産業廃棄物につきましては、排出者責任のもと、マニフェストを正しく使用しまして、収集運搬業者、中間処理業者、そして最終処分業者を明確にしまして適正な処理を行うことだと認識しております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） そういうことで、資格のない方が普通のトラックに廃棄物を載せて処理場以外のところに不法に置いてたということは、もう完全にこれは法律違反ということになるかと思えますから、そういう点を十分行政のほうも取り締まっていただきたいというふうに思うわけですが、町内の河川とかため池、田畑、山林を、私ども議会も、一度、これは視察をする必要があるというふうに思うわけです。それは、一般の住民から、あそこにあんなごみがえらいたくさん置いてるよというようなのをときどき聞くわけですね。ですから、それは適正に処理されていないものが多いというふうに思えますから、今後、機会があれば、委員会のほうで、これは話を持っていきたいと思えます。

つまり、私が声を大にこれを言いたいのは、町内の環境汚染、生活環境の破壊につながるという考え方で、私は不法投棄、ごみの処理を徹底しなければいけないというふうに訴えているわけですが、副町長、この辺の考え方はどう思えますか。

○議長（宮崎昌宗君） 副町長。

○副町長（川口 彰君）基本的には、先ほど所管課長が答弁したとおりでございますが、ごみ等につきましても、産廃等について、特に町の例でいいますと、町で工事する場合もコンクリート殻等がございますが、そこらはマニフェストによりまして書類の提出を求めて、町が発注した工事につきましては処理が十分できているかどうかというやつも確認して、工事の検査、特に書類を求めて、十分な処理をしているということでございますので、今後も、議員さんの貴重な質問にそぐわないように、うちのほうも指導等を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）副町長は、理想的なお答えでございます。そのとおりに行政も町内を巡回チェックをして、不法投棄のないようにしていただきたいというふうに思うわけでございます。

最後に、これからの時代の世の中は、循環型、つまり、リサイクルの世の中、社会になる。または、そういうふうに、地域、地方自治体も目指していくべきだということです。つまり、今まではマスプロダクション、つまり、大量生産、大量消費の時代であったが、人口減少、少子高齢化とともに、その時代はもう役目が終わったというふうに思われます。したがって、今後は必要な量の生産で必要な量だけ消費する、しかも、消費されたものの中で、再び利用できるものは再利用する、また、形を変えて、違う形として再生利用できること、そういうことで、日本みたいに資源の少ない国は資源の有効活用と節約を促すということで、地域社会の、我々、上毛町内の生活、健康を維持することで、人間生活環境を良好な形でリサイクル、回転させるという考え方が一番利口なんじゃないかというふうに思うわけでございます。一般家庭ごみと産業廃棄物、これをリサイクル、適正処理するわけでございますが、リサイクルの現状は、課長、どんなふうになってますか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 議員さんも御承知ですけど、町で集められたごみは豊前市の清掃センターのほうで処理しております。

リサイクルの量につきましては、豊前市、吉富、上毛と一緒に処理している関係上、資源ごみの収集量を申し上げますと、平成26年度が1万516トン、27年度が1万462トン、28年度が9,964トン、29年度が9,681トン、30年度が9,662トンということになっております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 現状、19種類に分別しているわけですが、リサイクルになると、また余計細かく分別しなければいけないというふうに私は考えるわけですが、例えば古新聞なんかは再生紙としてトイレットペーパーなんかのリサイクルできるわけですが、こういった類いの再利用っていうのは具体的に何かございますか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 先ほど申し上げましたが、豊前の清掃センターは、ごみを集めて資源化できるものはそれぞれ分けまして、リサイクル業者に資源化物を引き取ってもらっているっていうような状況でありまして、清掃センターで特別に紙をトイレットペーパーとかにしているわけではございません。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） リサイクル業者は、当然リサイクル業者がおおると思います。いろんな形で再生利用という形で今後進んでいくと思います。だから、企業としても、今までみたいにたくさんつくっても、消費人口がないから売れない、買う人がいないということになるでしょう。人口に見合った生産、販売、消費が求められる。そういう時代に入って行くわけですから、我々としては、住民に対してどういふふうに訴えるかということは、ごみの排出量を極力減らしてください、減量化してくださいということでございます。

ごみの減量化ということは、逆に言えば、さかのぼれば、不必要な物は買わないようにしましょう。不必要な物を買えば、どうしてもごみの量がふえるということですが、結局、不必要な物は買わないということは、生活の非常に、何というか、節約というか、手がたい生活をするということでございますから、全てが、ごみは減るは、生活は手がたくなるは、貯金はできるは、貯金ができるかどうかは別として、そういったいい形で社会が回る、これが循環型リサイクル社会だということではないかというふうに思います。

だから、お店で売るほうも不必要な包装をしない、不必要な袋をつけないというような心がけ、そういったお店が今後ふえてくるでしょう。我々も、そういったものを、「もう1枚、袋を頂戴」というようなことを求めないというようなことじゃないかというふうに思います。

私どもは、生まれ育った、この上毛町という郷土ですね、我々一人一人を成長させてくれたふるさと、この大切な先祖より受け継いだ上毛の大地を、我々は子々孫々までつないで渡す役目と義務があると私は考えるのであります。このような考え方で、住民みんなで住環境を清潔に維持するため、努力をしなければいけないというふうに考えるところでございます。

最後に町長の所見をお伺いします。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）ごみ、産廃の問題ということで、大きなテーマとしてお尋ねに、宮本議員がなられたわけでございますけども、私も宮本議員と同じ議員として活躍というか、一緒にやったところは、ともに環境省まで行ってごみの問題をどうするんだというようなこともやったことがございます。非常に懐かしく思うわけでございますけども、今まさに世界も国連サミットの中でSDGsということで、2016年から30年まで15年間の循環型社会の目標ということで、17項目の中の六つの項目で、この環境問題をテーマに上げているというふうに心得ております。

そういう中で、そういった社会をつくるために我々に何ができるのかというのは、この地域性を見ますと、福岡県と大分県の一番端と、県境にあるわけですけども、大分県から見れば中津が一番遠い端と、福岡県庁から見れば上毛が一番端ということで、一時は、この地域がごみ捨て場になろうかとしてたころもございます。

そういったことも含めると、やはりこの地域が広い意味で、きょうは豊前も吉富の議員さんも見えられておりますけども、一緒に連携して、この地域を美しい地域にしていくというようなことも必要であろうというふうに思っておりますし、そのために、今、当町としては、例えば先ほど言われたプラスチック、ペットボトルを回収したものと間伐材、これを50、50で混ぜて、新しい腐らない木ということで、今度計画しておりますデッキに使うようにしておりますし、そういった啓蒙活動もしながら、皆さんに周知しながら、ともに、行政、議会だけではなくて、住民、また町外にも訴えながら、そういった美しい地域をつくってまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも御指導よろしくお願いたします。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）ありがとうございました。ごみの問題と言いながら、世の中、人間生活を変えてしまうぐらいの大きな問題を私は含んでいるのであらうと思います。

行政も真摯にこの問題に今後とも取り組んでいただきたいことをお願いして終わります。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員の質問が終わりました。

3番、安元議員、登壇ください。

○9番（安元慶彦君） 9番議員の安元です。一般質問を行います。

私は、今定例会において2点についてお尋ねをしてみたいです。

最初に、現在、国が重要施策として取り組んでいる働き方改革についてお尋ねをします。いろんな分野があるわけですが、簡単に申し上げますと、長時間労働を是正していく、それと、正規・非正規の格差の是正、そのほかにもあるわけですが、そういった事柄を改革することによって、生産性の向上、あるいはモチベーションの向上というところにつながっていくんだというようなことを言われております。

企業で働いている人たちは、労働基準法に基づいて労働時間が決められております。1日8時間、週40時間を超えて労働をさせてはならないことになってはいますが、しかし、労使で基準を36条、いわゆる36（サブロク）協定の中で締結して、労働基準監督署に届け出た場合に限り、時間外労働や休日出勤を命じることができるようになってはいます。そこに、さらに特別条項を適用すれば、6回までは事実上無制限に残業を命ずることができる。まさに青天井のようなことになっているわけですが。

そこで、この36協定の時間に上限を設けて労働時間を下げる。これについては、使用者のほうからは大きな抵抗があったようでございますけれども、一昨年だったと思いますけど、広告代理店の最大手、株式会社電通の若い女子職員が仕事に追い込まれてとうとう命を絶つという、極めて残念で悲しい事態が発生し、これが一つの社会問題と申しますか、過労死が認定されるというふうな事態になったわけでございます。

こういうものを契機にして、労使間だけでなく、社会全体が働き方というものを考え直していかなければならないというようなことになってきております。いわゆるワーク・ライフ・バランスがクローズアップされてきておるわけでございます。

地方公務員は、労基法というものによって働いてはおりませんが、そのかわり、地方公務員法が適用されておるわけございまして、その第24条で、給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準というのがありますが、5項目の中で、「職員の給与、

勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める」と、こういうことになっているわけですね。いろいろほかにもあるわけでございますけれども、国は担当大臣、これは厚労大臣が兼務しておりますけど、厚労大臣まで設けてこの改革をやろうという大きな取り組みになっておるわけです。

そこで、お尋ねですけれども、こういった改革に関する国からのアクションといたしますか、通達等が来ておるのかどうか。

それから、行政の仕事は最大のサービス産業であると、こういうようになっておまして、住民に最も近い存在であり、勤務時間があつて、部署によってはないようなことが常態であるわけでございますけど、そういった事柄が、こういうものをやろうとする場合にどういうふうにかかわっていくのか。

それから、これ、一番最初にお尋ねしたので、この点はまだ全くありませんということであれば、私がこういう質問をちょっとしても効果はないわけでございますけども、現在の本町の職員の定数条例103名の中でそういうものが可能となっていくのかどうか。

仕事のやり方とはいろいろあるわけでございますけど、しかし、書物を読んでみますと、学校現場、それからよその自治体、そういうところは既にやっておまして、国のほうでも、内閣府のほうでは国会の大臣の答弁、これ、内閣府のほうがまとめてやってるそうでございますけど、各省から上がってきたものが非常に遅くなって、担当の職員の方は夜を通して仕事をしなければならないと、こういうことも、一定の時間を切って何時までに持ってこないともうそれぞれのところが大臣のところを持っていけど、こういうふうな改革もやっているようでございますから、いずれ地方自治体にもそういった事柄がいろいろと出てくるのではないかと考えております。

それから、2項めの質問として、地場産業育成についてのお尋ねですけど、このような質問をしなければならないことが非常に残念に思っております。最初に申し上げておきますけども、名前も正確かどうかわかりませんが、川底柿生産組合、私はそういうふうにならなくて思ってきたわけでこの言葉を使うわけですが、廃業したことは全く知りませんでした。

ある解体の作業をする方がほかの用件で私の家のほうに来まして、いろいろな世間話をしている中で、あした、前の役場の前にある作業所を壊しに行く仕事を私は請け負っておりますというような話を聞いて、初めて、ああ、生産組合がなくなったのか

など、こういうようなことで非常に驚いたわけでございます。旧大平村のときに誕生して、もう四十四、五年ぐらいがたってるんじゃないかなと、そういうふうに推測しておりますが、上毛町においては唯一、古い、長い歴史を持つ、こういった独自産業、こういうものがなくなっていくと。いろんな事情があると思いますけど、本当に残念に思っておりますし、寂しい感じがしておりますし、私どもがたまによそに出ていく場合には、このようかんを持って、これがやっぱり自慢のできる産物であったというふうに思っておりますが、そういうものがもうなくなっていくということでございます。

要因は主に何であったかをお尋ねいたします。

それと、そこまで至る段階での行政とのかかわり、これがどういうふうなことで来ておるのか。

それから、この技術を生かして再起のめどはないのかどうか、こういった事柄もお尋ねをしていきたいと思っております。

あとは自席のほうからやりとりをしたいと思っておりますので、よろしく願いをさせていただきます。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それでは、まず働き方改革への対応ということで、議員御質問の部分に御答弁をさせていただきます。

議員がおっしゃいましたとおり、働き方改革は、大きな柱が3点ございまして、労働時間の長時間化の是正、正規・非正規の不合理的格差の解消、また、柔軟な働き方改革の実現という部分で、労働基準法の改正による対応でございまして、私ども公務におきましては、地方公務員法の対象ということで、同様の対策ということで、まず30年度の人事院勧告の中で、働き方改革、勤務環境の整備等につきましては、まず長時間労働の是正、それから非常勤職員の適切な処遇の確保というものが出ております。

そういった中で、まず長時間勤務の是正につきましては、上限、基本が1カ月45時間、年360時間以下で、他律的業務の比重が高い場合は月に100時間未満、年720時間未満というものがうたわれておりまして、これが国家公務員の人事院規則のほうで改正になって、本年の2月1日に総務省のほうより助言通知ということで、国家公務員でもこういうことをやったので、地方公務員のほうでもしっかりとそういう対応をするようにというもので、まず時間についてはいただいておりますのでござ

います。

また、正規・非正規の不合理の格差解消という部分で申しますと、従前から申し上げております会計年度任用職員、この部分で、現行の臨時職員あたりが全て、全部が全部ではございませんが、必要に応じてしっかり検証した上で移行していくという形になるものがございまして、現在、その2方向について準備中というところでございます。

○9番（安元慶彦君）ずっとやってください。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）会計年度任用職員の導入につきましては、現行の物件費から賃金ではなくなりますので、給与になりますので、人件費への支出科目が変更になることから、若干の人件費の上昇になることと思われませんが、議員御指摘のように、現在103名の定員がございまして、現員数が職員89名でございます。

それから、今後、正規職員、会計年度任用職員を合わせた新体制を構築することで、働き方改革に対応した、しっかりとした体制を構築して、現行のままの体制でしっかりつくっていききたいと。なお、その部分につきましては、働き方改革に取り組むことを理由に極端な人員の増減を行うという部分は考えておりません。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）国のほうから助言といいますか、そういうことが来ておるということでございます。

先ほど申しましたように、私どもも経験をしてきたわけですけども、市町村の職員は全く住民の身近なところに存在してるわけですね。これは、一応、朝8時半から5時15分までの一定の勤務時間の外に役場庁舎から出て仕事がついてくると。家におっても電話がかかったり、土曜、日曜でも夜でもお構いなく住民の方が、それに対して、「私は勤務時間じゃないですから知りません」というわけにはいかない。それなりの対応もしてきてるわけね。今もそうであろうと思っております。

そういう中で、なかなか勤務時間の見直しというか、そういうものあたりがなじむかなど。地方公務員でも、市あたりは大きいから、それは職員も多いからどうか知りませんが、こういった町村あたりは非常に限られた職員の中でやっていかにやならんということで、現場としてはなかなか苦慮するんじゃないかなど。仕事のやり方にはいろいろ工夫が出てくると思うんですけども、そういった点を、今、総務課長の



ほうが言いましたように、今の定員をオーバーするようなことはないということなんですが、そういう状態の、今のような状態の中で、やっぱり定数というものを見直していかなければ対応ができにくいんじゃないかと。これは、言いますとね、仕事をしない人間は要らんわけですから、やっぱりできるだけ住民の皆さん方にはいい政策を出してサービスをしていかなければならないという中で、その辺の考え方ちゅうか、かかわりは、何かありませんか。出てきませんか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）当然、定数をというような考えはございませんが、制度としては、現在、再任用制度が入っております、やはり60で定年になる際に、有益な職員でございますので、その方々が再任用という形で、また活躍いただく部分の中で十分戦力となっておりますのでございますし、今、よく言われてます定年制延長、その辺がどうなってくるかという部分を見合わせながらでないと、軽々に定員を当たるというのは非常に困難かなというふうに理解しておりますのでございます。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）それで、時間があつてないような公務員の皆さん方の状態ですから、そこら辺を、これからはやっぱり住民の皆さん方に理解をしてもらわなければならないと、こういうふうに私は思うわけですね。ですから、よほどの緊急事態が発生しない限りは、時間外に家まで電話をしてちょっと出てこいとか、ちょっとここまで来てくれんかとか、今あるか知りません。我々のときは、それがあつた。今どこどこに何人集まっちゃうけ、ちょっと課長出てこいとか、そういう呼び出しが頻繁にありよつた。そういうことあたりは、特別な場合を除いてはしないしてほしいというようなことを住民の皆様方に理解をしていただかないと、何かありますと役場に対する批判が起こってきて、あの職員は生意気だとか横着だとかいうようなことになりますからね。その辺あたりも、今後はやっぱり住民の皆さん方をお願いをするようなことをしなければならぬと思うんですが、どうですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）議員、我々の大先輩でございますので、そういう経験、我々も同様の経験、今でも似たようなものもありますし、職員もそういう部分の経験はあると思いますが、当町の職員、みんな、自覚と責任を持って上毛町に奉職いたしておりますので、そういった部分は住民の皆さんにそういうお願いをしなくてももしっかり

と説明責任は果たしていけるものというふうに思っておるところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 安元議員。

○9番（安元慶彦君） 後の議員の方の質問の中にもありますように、若い職員がやめていく。これは原因が何かとかはしっかり聞いていきたいと思うんですけども、やっぱり自分が期待をして入った役場がそういうところではなかったということで断念していくのか、あるいはまた、健康上の都合でそういう人もあるかもわかりませんが、公務員の試験に通って地方公務員になれたということで、非常に希望を持ってきた人がすぐやめていかなければならないという事態が発生するということは、やっぱり何か、こういう働き方、あるいは仕事の内容等に何か気にするところがあるのかなと、これは私の推測ですけど、そういうふうに思っています。これは、後でそういう質問をしている議員もおりますから、しっかりやりとりを聞きたいと思えます。

この点はもうこれ以上しませんが、手前みそになりますけれども、議会議員のこの一般質問の通告、これは、以前は初日の最後の5時で締め切っておりましたけれども、前の月の20日で締め切る。これは、私は働き方改革に少しは寄与できたかなと。そういうふうに誰も褒めてくれませんから自分で……。

この辺でこの質問は終わりますけれども、次に川底柿の関係でございますから、振興課長、どうぞ。

○議長（宮崎昌宗君） 産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君） 川底柿生産組合の廃業はということにつきまして御答弁させていただきます。

昨年の12月に解散総会を開催しまして、組合員の皆様の了解を得て加工場等の処分をことしの6月に実施されております。

解散理由といたしましては、作業従事者の高齢化と売り上げの低下が要因というふうに聞いております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 安元議員。

○9番（安元慶彦君） 高齢化と売り上げの低迷と申しますか、そういうことではないかなというふうに想像はしておりましたけど、急に高齢化したわけじゃないですよ。毎年、一つしか年はとっていかんわけですから。こういうことは早くから当然わかっていたはずですけど、それに対する組合員の方々も随分悩んだことであろうと思いま

すけれども、そこら辺が、行政とのかかわりがね、どういうふうにやられてきたのか、その辺をどうぞ。

○議長（宮崎昌宗君）産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君）おっしゃるとおり、高齢化というのはすぐにということはわかるんですが、まず行政の対応としましては、解散の相談を受けてから、このようなかんの特産品の事業継続を図るという観点から、よかん工場の事業継承ができる組織や人などはないかということで数件当たってきております。しかしながら、結果としまして、事業継承ができておりません。

それから、川底柿の生産組合の中でも、若返りというふうな形での対応というのができてこなかったということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）何か、どうしようもなかったということで終わってきておるわけでございますけれども、何かそこら辺が、やっぱりこれだけの長い歴史を持つ生産組合が、何でもそれは始まりがあれば終わりがあるのは、それは常でございますけれども、これをいかに持続させていくかということが、やっぱり皆さん方の思いであるし、また、行政としてのかかわりであるというふうに思うわけですよ。

だから、もう相手がやめてしもうたから、あんた、どうしようもないわと言うのは簡単な言い方ですけども、そこら辺の力の入れ方が、何とか一つ延命ができないかというやり方が、何となく、皆さんも御存じと思うんですけど、町から出るいろんな機関紙、例えば総合計画、あるいはまち・ひと・しごとの総合戦略の中にも独自産業というものを大切にやっていくんだという文言が必ず載っているわけですよ。こういった文言が文言で終わってしまう、死んでしまうと。私は非常に残念に思うわけですよ。本当に、もう何年もしましたけども、もうどうしようもなかったということ、そういう言葉も使うかもわかりませんが、何とかなったんじゃないかなというような感じがするわけですよ。

皆さん方が長くやってきておられて、そういった加工の技術は持っているわけですから、こういうものを次の人に受け継いでいくということで、これはどこに行っても、100年、200年続いたようないろいろなものは、そういう過程を経ながら今日を迎えて繁盛しているというようなことがあるわけですから、何としてもという感じがするわけですよ。

たまに、よそにお土産で持っていきますと、おたくの町でとれましたかと、ああと  
いうことで自慢の品物であったわけですね。そういうことで、非常に寂しさと残念  
ということになってるわけですね。

今までのことはそういうことで来ましたが、やっぱり技術を次に伝えていっても  
らいたいという、再起のめどというものは、行政でどういうふうに捉えておるか。

○議長（宮崎昌宗君）産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君）事業継承ができるところがないかということで継続して  
探しておる状態ですが、今現在、再起のめどということでは未定ということござい  
ます。

それから、歴史ということで申しますと、名称としては、大平村川底柿生産組合と  
いうことでございまして、最初には昭和51年にひより柿の生産組合というのを結成  
して、最初は干し柿パックを売り出したということで、これからは42年経過をして  
いるようでございます。それから、昭和56年に大平村の川底柿生産組合と改名をい  
たしまして、干し柿ようかんを製造販売した。これからは37年経過をしております。  
ということで、こういった歴史ある分の事業継続ということで、継続して対応してい  
きたいというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）町長、何か思いがありましたら一言。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）42年間という月日がたったということで、30代でスタートし  
ても、もう後期高齢者になられているということでございますし、後継者育成がなさ  
れてなかったのかなというふうに思うわけでございますけれども、干し柿から始まっ  
て、それがようかんになったということで、去年は、川底柿ということであれば、ふ  
るさと納税でかなりの売り上げは記録していると思いき、今、産業のほうで、よう  
かんということで言えば、ちょっと高級なようかんを開発して、デパート、岩田屋さ  
んのほうに卸しているということで、それは非常に好調な伸びをしているというこ  
とでございますので、全くなくなってしまったということではないと思いき、昨年、  
大きな柿自体の、ふだんだと落ちて腐っているものが、どんどん全国に発送されたこ  
とによって川底柿というものが見直されて、非常に全国から注目されている幻の柿と  
いうふうに言われておりますので、今後は、そういったことがヒントになり、新たな

商品開発につながっていくだろうというふうに思っていますので、見守っていただきたいというふうに思います。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）町長の強い思いがありました。そういったものがどんどん振興されていきますように期待をして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時からです。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（宮崎昌宗君）休憩を解き、会議を再開します。

4番、田中議員、登壇ください。

○4番（田中唯登志君）4番議員、田中でございます。

今回は上毛町における耐震化についてと築上東部火葬場について伺います。

上毛町では、耐震改修促進計画の中で、平成24年3月に福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書に基づき想定地震を設定しております。内容としては、活断層の存在が確認されない地域で発生する可能性がある震度6弱の直下型地震を想定し、調査報告書に基づき被害想定を実施することになっております。

本町において想定地震が発生した場合、建物全体の被害は、全壊、半壊を合わせて約1,400棟に上ると予想されております。特に木造家屋の建物災害が大半を占めると言われております。

今回は、上毛町における耐震化についてと、その他、東部火葬場について伺います。

詳細については自席にて行います。よろしく申し上げます。

○議長（宮崎昌宗君）田中議員。

○4番（田中唯登志君）まず最初に耐震化についてですが、簡単に行きます。

公共施設及び町有建築物の耐震化については、今どのようになっていますか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）公共建築物及び町有建築物の耐震化ということでございますが、平成24年策定の上毛町耐震改修促進計画上では、昭和57年以前に建築され耐震基準を満たしていない公共建築物は、農業者トレーニングセンターのみとなっております。

また、平成28年度に策定いたしました公共施設等総合管理計画におきましては、一部の町営住宅や消防機庫、文化財センター等が旧耐震基準により建築された公共施設として掲げられておるところでございます。

農業者トレーニングセンターにつきましては、今年度、当初予算において解体の設計を計上いたしておりまして、その準備中でございます。

各町営住宅等につきましては、住宅の長寿命化計画とあわせて、今後進めてまいるといところでございます。

その他の耐震化が必要な施設についても、適宜、建てかえ、長寿命化とあわせて逐次進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） ありがとうございます。

自然災害においては、日ごろからの防災対策をしておくのは大切なことで、自分の身の安全を守るためには、一人一人が取り組む自助が重要だと言われております。しかしまた、国や地方公共団体などが取り組む公助も大切なことです。

そこで、耐震改修促進に向けての普及啓発はどのようになっておりますか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） 耐震改修の場合でございますが、所有者の負担が非常に大きい部分がございますので、普及活動も含めて、なかなか進んでいないのが現状でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） そうですよ。やっぱりどうしても予算というか、お金がやっぱりかかりますから、普通のリフォームとは全然違いますからね。

それで、想定地震が発生した場合、上毛町では木造家屋の建物が大半ということですが、上毛町では、建物火災というか、戸建ての建物火災についての補償の政策をしておりますが、件数としてはどれぐらいでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） 戸建ての住宅の耐震改修の補助金のことだろうと思うんですが、平成29年度から制度を設けておりますが、今のところ補助実績はございません。と申しますのも、当然、耐震診断を受けて、それから設計にかかり耐震改修を行うとなると、診断で20万前後、それから設計で30万前後、その後におおむね耐震改修

を行うと150万程度という部分がかかってまいりますので、なかなか補助金申請も進んでないというふうな現状でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） 上限が30万になっていますけど、当然、30万では全然追いつかない状態ですよ。

この要綱の最後の附則に、平成33年3月31日をもって告示をとりやめるとありますけど、そのとおりでよろしいですか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） 一応、国の制度によりできておりますので、国のほうの時限立法的なもので、32年度ですか、令和2年度ですか、で、一応、一度クローズという形になっております。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） わかりました。

それと、今、新築の場合に、耐震に対しては建築で組まれていると思いますが、免震・制振については、なかなか予算面から組めないというのが現状だと思うんですけど、町として、それに対する補助の検討の余地があるかどうか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） 新築時の免震、耐震ということでございますが、新築の場合、ある程度のレベルで、まず耐震基準は満たしておるだろうという部分であるのと、現行はどうしても人口増加施策のための助成制度を中心に行っておりますので、そういった部分で検討を進めるのは今後の課題だろうというふうに認識しているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） そのとおりですよ。なかなか、そこまでの予算というか、それは私も正解だと思いますよ。地震に限らず、災害による被害を少なくするためには、さっきも言いましたけど、自分から取り組む自助、地域や身近な人が助け合う共助、国や地方公共団体の取り組む公助というのが重要だと考えられますけど、自分の安全を守ることがやっぱり一番必要な対策だと思います。今後も公助も含めて検討していかなければならないと思っております。

耐震については以上です。

次に、築上東部火葬場のことについて伺います。これは、昭和45年に建設され、54年に改修されて現在に至っていると聞いておりますが、施設の概要等々わかればお聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）施設の名称は築上東部火葬場、住所は宇野1236番地の1に設置しております。施設の内容といたしましては、告別室及び収骨室が1室、火葬炉が2基、待合室が2室となっております。

事務局は吉富町と上毛町で構成する吉富町外1町環境衛生事務組合が運営をしております。

28年度より業務の運営を委託しておりまして、有限会社エイトに委託して運営を現在しているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）田中議員。

○4番（田中唯登志君）わかりました。

これ、環境施設組合、吉富と共同でしていること自体、住民も知らないところがあると思うんですね。これが、私が一般質問でするのは、いろいろ話を聞くんですけど、上毛町は何でしないのか、新しいのを建てないのかとか、どういう経過をしたのかというのがわからないのを住民に知らせるために簡単な質問をするわけですけども、その中で、利用件数ですけど、過去3年間、どんな状況でしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）それでは利用状況について、吉富町、上毛町、そして区域外、合計の順で答弁させていただきます。

28年度、吉富町84、上毛町108、区域外6、計198体です。

29年度が、吉富町59、上毛町101、区域外が7、合計で167体。

30年度が、吉富町67、上毛町94、区域外11、合計で172件ということになっております。

○議長（宮崎昌宗君）田中議員。

○4番（田中唯登志君）それと、施設の年間の維持費はどんなふうになってますか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）年間維持費についてですが、過去3年の平均では1,370万円ということになっております。



内訳としましては、燃料費や光熱水費が240万円、業務委託をお願いしておりますエイト委託料とその他点検を含めた委託料ですが、委託料が年間640万円、修繕費に若干差はあるんですけど、3年間の平均としましては430万円、その他の経費として48万円ぐらいありまして、当初申しましたが、年間の経費としては1,370万円ほどでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） ありがとうございます。

質問の1、2、3というのは、失礼な言い方ですけど、前段というか、一番知りたいのは今後の方向性ということになっておりますけど、方向性ゆえ、メンテナンスしながら長寿命化をしていくのか、それとも、新設をするのか、いずれにしても、施設組合で協議しながら歩調をあわせていくんでしょうけど、答えられる範囲でどういうふうに取り組んでいくのか、答弁をお願いします。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 議員がおっしゃられましたとおり、運営につきましては吉富町と上毛町の一部事務組合の中でしております、今後についてはそこで協議することとなりますので、申しわけございませんが、この場で私が答弁するのは控えさせていただきます。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） 課長はそうでしょうけど、町長、どうでしょうか。今後どういうふうになるか、補足ではないんですけど、ございましたら。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） 担当課長が申しあげましたように、一組の中で方向性を、今、定めているところでございますし、その方向性ということになりますと、一組の動きがどうなるかということに左右されるんだろうと思いますけども、問題点として、老朽化ということもありますし、大分人間のサイズが大きくなっていきますから、その辺もあるんだろうと思います。

この実績を見ますと、大体、今、170前後ですか、ここ3年間はですね。28年が198利用してありますが、大体、それぐらいはあるんだなというふうに思っていますので、その辺、実績がありますし、そこを今後、近隣に持っていくのか、あるいはあそこを修繕するのか、そういったことも含めて、今後、じっくり、また、早急に検討

してまいりたいというふうに思います。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。

○4番（田中唯登志君） いずれにしても、建設になれば時間的に用地云々とか、そういう協議をしながら予算どりをして、5年、6年という経費がかかると思います。早目に、今し尿処理でいろいろ大変でしょうけど、それも含めて吉富町と協議をされて、早目の方向性を見出したらいいなと思います。

それを期待して、簡単ですけど、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員の質問が終わりました。

5番、廣崎議員、登壇ください。

○5番（廣崎誠治君） こんにちは。5番議員、廣崎です。

私は、道の駅の問題、広島・長崎の原爆投下中間点である上毛町平和記念事業について、あと受動喫煙を規制する改正健康増進法が成立し、2020年4月1日に施行される対応について、それから午前中に安元議員がちょっと触れましたが、職員の退職について、この4点についてお尋ねしたいと思います。

あとは自席にて行いますのでよろしくお願いします。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） まず、道の駅しんよしとみの件ですが、先般、新聞を見て住民の方も御存じだと思うんですが、元社員による使い込みの問題についてちょっとお聞きいたします。

まず、今回の事件について、経過報告及び、この道の駅を運営するしんよしとみ街づくり有限会社の社長である町長は、どのように責任をとるのかお尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君） 議員の御質問に答弁させていただく前にお願いがございます。

現在、残業代等による労働審判の係争中であり、今後、民事により訴訟される可能性があります。また、着服につきましては、告訴状を受理された段階であるため、答弁を控えさせていただくことがございますので、その点について御了承をお願いいたします。

また、労働審判において、相手方の代理人は、過去の議会会議録を引用し、申し立て内容を主張されております。

廣崎議員は、12月定例会の一般質問においてパワハラについて御質問をされ、「若い職員二人がやめた件、道の駅の駅長がやめた件、いろいろございますが」と発言されております。駅長がやめた理由はパワハラによるものではございません。

しかしながら、このような発言は、あたかも事実かのように受け取られ、今後の係争において支障を来す可能性がございます。議会での議員の発言を抑制、控えさせていただくものではございませんが、時期が時期、状況が状況でございます。発言、お言葉については、十分留意、御配慮いただきますようお願いいたします。

それでは、議員の質問にお答えいたします。

まず、今回このような事件が発生したことについておわび申し上げます。

今回の事件の経過については、5月17日の議会全員協議会で御報告させていただいたとおりです。その後、刑事告訴上の提出に当たり、8月6日に議員の皆様方にお集まりいただき説明を申し上げることとしていましたが、台風の接近により中止となり、お電話で御説明をさせていただきました。告訴状の提出後については、豊前警察署からの連絡はございません。今後、進展があり次第、御報告をさせていただきます。

また、社長である町長の責任についてでございますが、責任として申し上げますと、まずはこのような事件を起こした者を職員として採用した責任、駅長として任命した責任、駅長としての職務を悪用し、このような事件を起こしたことに対する指導責任が考えられます。

採用責任、任用責任については、坪根町長が社長に就任する以前に前社長が行ったことであります。指導責任については、町長は再三、道の駅に出向き、駅長のことを思い、ときには厳しい指導も行ってまいりました。そのことを廣崎議員が過去の定例会においてパワハラと発言されたものであるならば、同行した職員皆が、それは叱咤激励だと認識しております。

町長は、町長就任前から町長が社長であることに疑念を抱きながらも、赤字であったしんよしとみ街づくり有限会社の経営改善を第一と考え、町長就任後、最初の課長会において、「全課長で道の駅、特に若い駅長を支えてほしい」と指示をなされております。その後、さまざまな支援、施策を講じ、昨年度はふるさと納税の好調により、資本金割れを解消し、大きく黒字へと転換することができております。昨年4月には、町長が社長である体制を含め、道の駅しんよしとみの指定管理者であるしんよしとみ街づくり有限会社のよい点、悪い点、全てを洗い出し、体制の見直しを検討するよう

企画情報課に指示がなされております。

しかしながら、このような事件が発覚した以上、まずは道の駅しんよしとみの信頼回復、組織体制の見直しについて全力を注ぐ必要があると思われまます。刑事告訴状が受理された現時点では、どのような責任をとるのかなど、時期尚早であると考えております。まずは必要なことを一つずつ解決していくことが重要であり、体制を立て直すことが今後の責任であると考えております。

今回の事件については、本来、社印、会社の印鑑を厳重に管理しなければならない立場の者が、不正を行うために悪用し、無断で会社名義の口座を開設し着服したことは極めて悪質なことであります。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 経過報告等については十分理解できましたけど、町長が社長であるという事実は変わらないわけですから、町民に対して、こういう事件を起こしたということで謝罪の言葉はないのかなと思ったわけです。全員協議会では、町長が在席しておりませんでしたので、その辺はどうですか。

○議長（宮崎昌宗君） 企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君） 現在、告訴状を受理された段階で、まだ進展はありません。そういったところを受けた上での対応というふうになるかと思っております。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） それでは、先ほどの残業代の件についてはわかりましたが、道の駅しんよしとみ、しんよしとみ街づくり有限会社には、就業規則等があるのか、それとか、雇用に際しての契約書の覚書等があるのかお尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君） 就業規則については、ございます。それから、採用時に社会的使命をよく理解し、その実現のため、誠心誠意職務に励むという誓約書をとっております。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 勤務時間、給与体系等はどうなっておるんですかね。

○議長（宮崎昌宗君） 企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君） 勤務時間等については、就業規則により定められております。

- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）就業規則と契約書等がございましたら、あとでコピー等をもらうことが可能かどうか。
- 議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。
- 企画情報課長（堀 綾一君）就業規則等については、会社のものでございますので、会社により判断されるものと思われま。
- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）しんよしとみ街づくり有限会社には、半分は上毛町の税金が投入されていると思いますので、その辺は議会として請求したら出せるんじゃないですかね。
- 議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。
- 企画情報課長（堀 綾一君）済みません。その件につきましては、議長を通じて請求していただきたいと思っております。
- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）この件に関して、街づくり有限会社に投資した会社に対しては説明を行いましたか。
- 議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。
- 企画情報課長（堀 綾一君）出資していただいている企業等につきましては説明を行っております。
- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）原因等については、今現在、調査中だと思うんですが、公印の取扱規定等はあったんですかね。
- 議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。
- 企画情報課長（堀 綾一君）定めている規定の中に公印管理というのがございます。
- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）こういうことがあってはならないと思いますので、再発防止策としてですね、通帳管理、公印の管理、銀行印の管理等、どう行うつもりですか。
- 議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。
- 企画情報課長（堀 綾一君）元従業員の身勝手な行為であったとはいえ、今後、二度とこのようなことが起こってはならないと考えております。今までもさまざまな点に

ついて改善を行うよう指導してはいましたが、なされておりました。それらの点について、まず社印の管理徹底、従業員の給与等、現金で支払いをしていたものを振り込みにするなど、元従業員が退職後、今回の事件が発覚する前から改善をいたしております。

公印につきましては、特にお預かりしている資本金については別口座としておりますので、その印鑑については改印をし、印鑑と通帳については企画情報課のほうで管理をさせていただいております。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） ということは、企画情報課が持っているということは、日ごろの現金の上がった分、売り上げ等についてはどうするんですかね。

○議長（宮崎昌宗君） 企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君） 日ごろの売り上げ等の収入する通帳等につきましては、毎日必要でございます。そういったことから、そのようなものについては、駅のほうで管理しておりますが、新たに就任しました駅長において十分に管理をしていただくようお願いしているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 刑事告訴後のてんまつというのは、先ほどおっしゃったので結構です。この問題については、経過を見て、また質問したいと思います。

2番目のフィエロの今後の体制についてお聞きします。

地域おこし協力隊として参加しているシェフは今月末で退職すると思いますが、その後はどうなるのかお尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君） 企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君） 地域おこし協力隊として活躍しているフィエロのシェフの任期については9月までとなっておりますが、現在、上毛町産農産物を使ったピクルス等の新規商品の開発を進めております。そこで、その新規商品の確立まではやり遂げたいとシェフの要望がありましたので、任期を延長することといたしております。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） どのくらい延長するんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）地域おこし協力隊については、会計年度任用職員としての位置づけ等がございますので、現在、延期していくのは今年度の3月31日末までというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）となると、半年間延ばすということですよ。半年延ばした場合の雇用体系ちゅうのはどうなるんですか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）今の雇用の体制をそのまま半年間延長するということがございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）ということは、地域おこし協力隊の給与23万は役場のほうで支払うということですか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）はい、そのとおりでございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）じゃあ、この質問については、また次回したいと思います。

次に行きます。

広島・長崎の原爆投下地点中間点である上毛町平和記念事業についてお聞きします。

広島、長崎のかけ橋になると、事業に税金を投入して、核兵器廃絶、平和を求め、広島市長、長崎市長が我が町に来て、記念植樹、式典に参加するのであれば、広島・長崎両市長がことしの原爆投下された日に、平和宣言にて日本政府に対してこう求めております。

まず、広島市長は、「今、広島市は、約7,800の平和首長会議の加盟都市と一緒に、広く市民社会に「ヒロシマの心」を共有してもらうことにより、核廃絶に向かう為政者の行動を後押しする環境づくりに力を入れています。世界中の為政者には、核不拡散条約第6条に定められている核軍縮の誠実交渉義務を果たすとともに、核兵器のない世界への一里塚となる核兵器禁止条約の発効を求める市民社会の思いに応えていただきたい」ということと、「こうした中、日本政府には唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への署名・批准を求める被爆者の思いをしっかりと受け止めていただきたい。その上で、日本国憲法の平和主義を体現するためにも、核兵器のない世界の実

現に更に一步踏み込んでリーダーシップを発揮していただきたい」というふうに求めております。

長崎市長は、「核保有国のリーダーの皆さん。核不拡散条約は、来年、成立からちょうど50年を迎えます。核兵器をなくすことを約束し、その義務を負ったこの条約の意味を、すべての核保有国はもう一度思い出すべきです。特にアメリカとロシアには、核超大国の責任として、核兵器を大幅に削減する具体的道筋を、世界に示すことを求めます。

日本政府に訴えます。日本は今、核兵器禁止条約に背を向けています。唯一の戦争被爆国の責任として、一刻も早く核兵器禁止条約に署名、批准してください。そのためにも朝鮮半島非核化の動きを捉え、「核の傘」ではなく「非核の傘」となる北東アジア非核兵器地帯の検討を始めてください。そして何よりも「戦争をしない」という決意を込めた日本国憲法の平和の理念の堅持と、それを世界に広げるリーダーシップを発揮することを求めます」と、宣言しています。

まず、核兵器禁止条約への署名、批准を日本政府に訴える訴え、請願書等を出すべきと考えるが、町長の考えを伺います。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君） ただいまの御質問につきましては、平成30年9月議会において廣崎議員さんからの同様の質問に対しまして、「核兵器禁止条約への署名・批准については、国の専権事項であるので、地方自治体である上毛町が意見をすることではないと考える」という答弁をいたしております。その考えにつきましても、現在変わっておりません。

その理由といたしましては、本町が加盟しております平和首長会議において、「核保有国と非核保有国の橋渡し役を果たすと表明している日本政府には、核兵器禁止条約が全ての国により締結されることを多くの被爆者が待ち望んでいるとの認識を共有し、核兵器禁止条約を締結するとともに、NPT等の体制下での核軍縮の進展に尽力を願う」という旨の要望書を総理大臣のほうに提出をしております。

また、加盟自治体において、個別に日本政府に対して核兵器禁止条約の締結を求めらるかどうかの平和市町会議としての見解につきましては、各自治体において判断していただくべきものであるというふうに考えているというような見解を出されております。



このようなことから、本町につきましては、加盟しております平和首長会議で要望を行っていること、また、ただいま言いましたように、平和首長会議の見解等を踏まえさせていただきまして、平成30年9月議会で廣崎議員に対して御答弁した内容から変わっていないということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 今月21日に、この事業を行うわけですね。広島、長崎の爆心地の中間点であると称してかけ橋になりたいというのであれば、なぜ出さないのか。再度お尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君） まず、自治体が要望書を出すということになれば、どういう出し方になるのかということもでございます。議会のほうには地方自治法99条の意見書というようなことで、この前発議をされまして、上毛町町議会としてはその件については不採択というようなことになりましたけど、我々としても、そういうことの状況がございますので、ただいま申し上げたような答弁の内容で、町のほうとしては考えているということでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） これは、この事業を行うということを町民の方はみんな知ってるわけですね。こうやって広報にも載せてますし。そういうことであれば、何で広島、長崎市長の意を酌まんのかなという形で、町民の方、思ってると思うんですよ。町長、その辺どうですか。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） たまたまこういった話をいただきまして、何度か、広島も長崎も、私も担当課も行った中で、慎重に扱わなければならないということで、広島も長崎も大変な思いをされているわけですが、うちのスタンスとしては、たまたまその爆心地を結んだ中間点ということでございますので、今から未来に向かって平和のかけ橋ということでございますけれども、そういった被爆であるとか、そういったことに関しては慎重に扱わなければならないというふうに思っていますので、余り、我々も、これ、単年度で終わるつもりはございませんし、徐々に徐々に、広島、長崎に行っても賛否両論あります。そういったことを、しっかりと、これからもっともっと学びながら、平和の事業を世界に発信するような事業にしていきたいと思いますので、今

の時点で、まだ来るかわかりません。私はそう思っています。そういう中で、いろいろな思いの方がいますので、その辺をしっかりと確認しながら進めてまいりたいと思いますので、この場で議論するのはいかがなものかと思えます。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 広島・長崎市長が来るか来ないかわからないというのは、もう日が余らないんですけど、その辺はどういう通知が来てるんですか。代理が来るんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君） 現段階では両市長とも見えていただくということでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 9月21日、広島・長崎市長が来れば、9月21日、私も参加しようかなと思っただけですけど、その辺が不確定であれば、また私のほうも考えなきゃいけないと思います。

今回の事業が終わった後に、具体的な事業政策を検討しているのかどうかお聞きします。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君） 今後ということでお答えをさせていただきます。

9月21日に実施いたします記念式典において、広島・長崎両市の爆心地中間点として世界恒久平和を発信する新たな拠点となることを宣言ということでさせていただきます。

で、この宣言の趣旨に基づいて、次年度以降も事業の継続は考えなければならないというふうに思っておりますが、現在、広島東南ロータリークラブ等の関係機関とは、その旨の確認はさせていただいておりますが、具体的な内容については今後の協議ということになるかと思えます。

ただ、我々といたしましては、今年度実施をさせていただきます式典方式ではなくて、本年度、同日実施いたします竹灯籠祭りとのタイアップによる記念行事、また、広島東南ロータリークラブさんのほうが被爆ピアノというような、そういう遺物を持っております。そういうピアノを活用したイベント、また、平和学習等により世界恒久平和を願う輪が広がっていくような内容のものを検討させていただきたいというふ

うに思っております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）平和事業とは大変いいことだと思います。あと、かけ橋になると称してますので、大池に本当の橋をかけるとかいう、そういう気はないですね。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）その件については、過去2回答弁をさせていただいております。そのときの答弁で、今回の事業については、我々は本当に純粋な気持ちで世界恒久平和、また、先ほど町長が言いましたように、両市爆心地の中間点というようなことから、新たな平和を発信する拠点となるというようなことでやらせていただくので、廣崎議員、大変申しわけないんですが、そういうことは今後言わないようにしていただければと思います。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）それでは、次にまいります。

3番目ですね。受動喫煙を規制する改正健康増進法が成立して、来年の4月1日から全面施行されることについて、対応をどうするかをお聞きいたします。

まず1点。町長はたばこを吸われますか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）今の御質問につきましては、個人の嗜好の問題でございます。

この場でお答えすべき事案でないと考えております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）それは個人の嗜好で答えられないということでしょう。

4月1日から学校、病院、児童福祉設等、行政機関に全面禁煙という形になるかどうかと思うんですが、敷地内禁煙を行うかどうかお伺いします。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）本年の7月1日から、行政機関につきましては、改正健康増進法の対象となっております部分で、建物内は全面禁煙をいたしております。ただ、来客者も含めまして喫煙者がおることを考慮いたしまして、法の趣旨を遵守した上で、特定屋外喫煙場所というのを設けておるといのが現状でございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）本庁で言ったら、どの場所になるんですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）新築した側の部分で申しますと、商工会側の出口、それから旧建屋で申しますと、従前の玄関口ですね。議員が一番御存じ、従前の玄関口のところで、これらの設置につきましては、法にのっとっているかどうか、J Tのアドバイザーの御意見もいただいて、確認した上での設置というふうになっているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）現在のたばこの受動喫煙による肺がんのリスクというのは結構、私も調べたんですが、屋外であれば建物や人の動線、人が多いときだと思うんですが、25メートル離れてもPM2.5のリスクが上がるという形の研究が発表されております。そして、外で吸う場合の囲う場所についても、4面囲わないと効果があらわれないというような形の文献が出ております。その辺についてはどうでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（垂水英治君）今議員がおっしゃった、改正健康増進法の中身であるかと思えます。

特定屋外喫煙場所については、4面であるとかいう具体的な規制と申します、そういうことではなくて、施設を利用する者が通常立ち入らない場所という表現になっておりまして、距離的要件であるとか区画の仕切り方の細かい制限はございません。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）私が持っている資料で言いますと、厚生労働省の研究班がまとめた資料がございまして、たばこが原因で103万人ががんや脳卒中、心筋梗塞などを発症して、受動喫煙を含めて、約1兆4,900億円の医療費が必要になっている推計がございまして。

あと、もう一つの資料では、非喫煙者と喫煙者の人生というのがございまして、財団法人医療経済研究機構が医療費をもとに試算したところによると、1993年の国民医療費、これ、ちょっと古いんですけど、総額2兆3,631億円の約5%に当たる1兆1,512億円が喫煙によってもたらされた疾病の医療費の増加分となっております。

たばこが原因で発病したぜんそくや肺がんなどの治療には約4兆4,000億から

9,000億かかっており、たばこ税の税収の2兆2,000億円をはるかに超えているというデータが出ております。そして、喫煙者の人生と非喫煙者の人生では、寝たきりの期間が、喫煙者と非喫煙者の差が約5年ほど、寝たきりになる確率が高いそうです。そういうことを思うと、やっぱり受動喫煙を防止するために全面禁煙するべきじゃないかなと思いますけど、その辺どうですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）先ほど申し上げましたとおり、喫煙を法で禁じているわけではございませんので、来客者も含めて喫煙者がおることを考慮しまして、特定屋外喫煙場所というのを設けておるとい部分で、当然、屋内は全て禁煙の後に、そういう状況であるという部分に変わりはありません。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）それでは、役場職員に喫煙者は何人ぐらいおるか把握してありますか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）喫煙者はさまざまございまして、恒常的に喫煙している方もおられれば、拝見するところ、宴席のみで喫煙されるような方もおられるので、一概に言えないということで、把握はいたしておりません。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）これは、ちょっと通告はしてないんですけど、議長、オッケーしてくれるかどうか。

○議長（宮崎昌宗君）はい。

○5番（廣崎誠治君）公用車の中は禁煙がされてるかどうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）公用車の中は一応禁煙にはいたしておりません。当然、他の職員に迷惑のかからない範囲でという部分では通知しております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）我々みたいなたばこを吸わない人間は、たばこを吸った車に乗ると、すごい臭いんですよ。その辺も考えて、車の中はやっぱり禁煙にしたほうがいいんじゃないかなと思います。

それと、受動喫煙防止のための政策は、他の先進自治体を研究して実現してもらいたいと思いますので、町長はかなり視察に行ってると思います。このことも研修して

実施していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）現在、先進地に行っていますのは、人口増加施策を中心に行っております。健康面で行く場合、そういうものがあるようであれば検討の余地はあるのかなと思いますが、今のところは、やはり人口1万人を目指しておる中で、人口増加策を中心に視察を行っているという部分を御理解いただきたいと。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）今後は、そういうところに行っても、そういうことも聞いていただきたいと思います。

それでは、4番目に行きます。

職員の退職について。最近、新規採用職員が退職するという事例があったと聞いております。このことを町としてどのように受けとめているのかお尋ねします。

まず、採用試験の条件はどうなってるんですかね。第一次試験、第二次試験があると思いますけど。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）まず、早期退職した職員がおるということでございますが、職員からは家庭の事情で退職したいという部分で聞いており、それ以上の詮索はいたしておらないところでございます。

採用試験でございますが、当然、一次で行いますのが教養試験、一般的な知識、それから知能についての筆記試験と事務の適正能力を見る適応性の適性検査を行って、二次において論文と面接というものを現在行っておるところです。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）第一次の教養試験で適性試験ということで、どれくらいの合格を出しているのか。例えば20名が受験したら、5名とか決めてるんですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）おおむね、毎年ある一定基準の点数以上の者を合格ということにいたしておりますが、30年度の試験から、民間経験者であっても受けやすいように、若干問題の幅が広くて、要するに新卒オンリーのものでないような試験に変えておりますので、昨年度から基準を変えております。ただ、当然、一次合格者は平均点以上を原則として、一次合格としているところです。

- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）平均点以上ということは半分ということですか。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（岡崎 浩君）当然、ある一定レベルということで、それぞれの部分で平均以上の者をまず合格させた後に、論文、面接試験でじっくり人物を見ていこうという形で行っております。
- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）採用は30年4月1日でしたかね。退職はいつですか。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（岡崎 浩君）採用は今年度ですから31年4月ですね。退職が令和元年の7月18日付でございます。
- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）この職員は総務課に配属されたということですが、採用後の指導体制ちゅうのはどうなっとったんですかね。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（岡崎 浩君）過去、議員が現職時代と同様でございますが、当然、ある一定業務を担当させた後に前任者から詳細な引き継ぎを受けて、先輩職員が指導をしながら業務につかせておるという状況でございます。
- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）当然、どういう仕事をさせていたのかというのを思うんですが、そういう難しい仕事はさせてなかったということですかね。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（岡崎 浩君）総務課の中で一番若い職員がやる部分で言うと、庶務全般、それから防犯と街灯ですね。交通安全施設で、統計を若干ということで、ただ本年につきましては、農林業センサスが2月に控えておりましたので、統計部門につきましては、サブをつけて、大きな統計についてはそちらのほうを担当するような体制をとっておりました。
- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）この退職された職員の勤務態度等はどうか。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。

- 総務課長（岡崎 浩君）おとなしい、穏やかな性格だったふうに記憶をいたしております。
- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）超過勤務、休日出勤、代休等の取得状況はわかりますか。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（岡崎 浩君）代休につきましては、週末のイベントとしてお田植祭りが4月にございます。その部分につきましては、イベントのスタッフとして参加して、代休は取得いたしております。時間外につきましては、実績はございません。そんなに遅くまで残っておるとい部分も、タイムカード上も見受けられません。
- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）この職員が採用されたときの受験者の数というのは何人ぐらいいたんですか。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（岡崎 浩君）このときは、まず一般行政Aということで30未満、それから一般行政Bということで、民間企業の経験が3年以上ある40未満ということで募集した中で、この職員につきましては、一般行政Aで来ておりますので、受験者は1名でございます。
- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）採用するとき、小論文、面接のときに、こういう早くやめるということとはわからなかったかもしれませんが、その辺の面接の聞き方というのはどうやったんですかね。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（岡崎 浩君）当然、職歴のある方でもございましたので、そういった部分と意欲、町に対する思い等もお伺いしました。しっかりした受け答えもできておりますし、事務適正能力も非常に高いものが、数値上見受けられましたので、そういった部分の様子は見受けられません。ただ、近年、おおむね民間でも3割から4割近くが早期退職を図るとい部分の中で、民間企業あたりがしっかりと募集をかけているような状況にあるので、先輩方や私どもみたいに、しがみついてしっかり頑張るとい部分の意識はないのかもしれないなというふうには思っております。
- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。



○5番（廣崎誠治君）じゃあ、最後に町長に伺います。

役場という職場は、通勤時間、給与、事務仕事ということで人気がある職場だと思うんです。一人の職員が早目にやめた場合の損失は大きいと思います。採用されたくて受験し不採用になった11人、同じ人が受けたというのであれば、その人の人生も変えたんではないかなと思います。今後の採用に当たり、今までのことを踏襲するんじゃなくて方法を変えていくことが必要じゃないかと思いますが、その辺どうですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）今の御質問の内容は、その残りの方々の人生まで左右したというようなことまで言われると、採用試験をやる者としては、面接から何から、特に経験されている先輩もおられますけど、できないと思います。

で、今回、その辺の反省も踏まえまして、今年度の採用試験からエントリーシート等を、他の自治体で先駆けて入れているところもございますが、そういったものも入れてしっかりとした対応をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）これで私の質問を終わります。採用のあたり、ちゃんとやっていただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時からです。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時00分

○議長（宮崎昌宗君）では、休憩を解き、会議を再開します。

6番、茂呂議員、登壇ください。

○10番（茂呂孝志君）私は、大池公園開発整備事業、小中学校の給食費の無償化、就学援助の拡充、算数セットの備品化、体育館建設について町長に質問いたします。

まず、大池公園整備事業についてお伺いします。

大池周辺の園路整備計画は来年度末で終了となっておりますが、その後の大池公園の整備計画についてどのようなお考えをお持ちなのかお尋ねいたします。大池公園整備事業の基本構想策定業務契約は、町の指名業者以外の業者と業務契約を締結いたしま

したが、町が業務契約を締結する前に、町の指名登録業者の中から業者選定の審査を行っていたのかお伺いいたします。

2019年6月議会では、大池公園東側部の実施設計は随意契約で業務契約を行い、西側部の実施設計は指名競争入札で業者選定を行った理由を、「業務内容を精査し、関係法令等の照合を行い、随意契約、指名競争入札のそれぞれの契約締結となった」と答弁いたしましたが、東側と西側では、業務内容にどのように違いがあって、東側を随意契約、西側を指名競争入札で契約を締結するようになったのかお伺いいたします。

また、平成28年7月7日の入札執行のスマートインターと一体化した地域重点づくり事業計画策定業務契約は、基本構想策定業務契約締結業者ほか10社の指名競争入札で、契約業者が決定されています。このことは、大池公園基本構想策定業務契約も指名競争入札で執行できたのではないのでしょうか。

次に、小学校、中学校の給食費の無償化についてでございます。

2016年9月議会で、給食費の負担軽減を3世代同居世帯とそれ以外の世帯とを区別する理由を尋ねたところ、3世代同居世帯への2分の1補助と準要保護家庭への全額補助は負担軽減の一つと捉えているが、現在の段階では全ての家庭と考えていないと区別する理由を答えることができませんでした。しかし、給食費の無償化は、上毛町で子育てしたい町の政策の一つとして、今後、さまざまな視点から考えていきたいと答弁しているので、再度お尋ねいたしますが、改めて給食費の負担軽減を3世代同居世帯並びに準要保護家庭と、小学校、中学生がいる全ての家庭と区別する理由と、2016年9月議会から給食費の無償化について検討されてこられたと思いますので、その検討結果についてお伺いいたします。

次に、就学援助の拡充についてお伺いいたします。

国は、就学援助の給付内容を生徒会議、PTA会費、クラブ活動費を追加してもよいと言っているので、2016年12月議会で町の考えを伺ったところ、「近隣自治体の状況を見ながら、今後検討していきたい」と答弁しているので、その検討結果についてお尋ねいたします。

次に、算数セットの備品化についてお伺いいたします。

小学校1年生になると必ず購入される算数セットは、義務教育は無償化の観点から、学校の備品として使い回しできるようにするのが当然だと思います。また、算数セットを備品化することで、子供たちに道具を大切に使う心を養うことにも有効ではない

かと思えます。

以上、二つの理由から、算数セットの備品化について取り組む考えはないのか、町の考えをお伺いいたします。

最後に、体育館建設についてお伺いいたします。

体育館建設は、新吉トレーニングセンター跡地周辺に決めた理由を、2村合併時の新町総合計画で、この地域を優良田園住宅ゾーンと位置づけ、それにあわせた各種生活環境基盤整備で魅力ある施設の一つとして体育館建設を進めています。新しい体育館は冷暖房の完備も検討されており、避難場所としての利用も考えているようですが、体育館建設予定地は2本の川に挟まれており、土地も低く、避難場所としては不適地ではないかと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

大池公園内に新体育館を建設すれば、高速道路との接続もよく、交流試合の条件整備を整えており、競技選手も大池公園内でランニングも可能ですが、新吉のトレーニング跡地周辺の建設では、大池公園園路整備は生かされた計画になっていないと思います。大池公園園路整備と利用者との関係について、町はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

大池公園から体育館がなくなれば、大池公園への集客力が低下することは予想されますが、大池公園への集客力向上について町の考えをお伺いいたします。

以上、5項目の質問に対し、明確な答弁を求めます。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君） それでは、議員御質問の1項目め、大池公園整備事業についての4項目の質問につきまして、私のほうから御答弁をさせていただきます。

まず、1項目めの園路整備終了後の事業計画はということでございますが、一応、言われているのは第2段階以降の整備ということだと思いますので、第2段階以降の整備につきましては、平成29年7月に実施をさせていただきました町政懇談会での説明、また、同年7月号の広報で周知をいたしました整備方針によって進めさせていただきたいというふうに考えております。ただ、第1段階のトイレ等については、本年度、その整備方針については検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、2項目めの大池公園基本構想策定業務契約は、町の指名登録者以外の業者と契約を行ったが、業務契約を行う前に町の指名登録業者の中から業者選定の審査を行ったのかという御質問でございますが、この御質問につきましては、平成28年

12月議会において、茂呂議員が同様の質問をしております。その答弁としまして、「ある程度は調べさせていただいている」というふうに答弁をさせていただいております。また、そのときに、町財務規則第111条に規定されている随意契約の場合の契約の相手方の制限については、指名願提出業者を相手方とするというような制限はかかっていないというようなことも、あわせて申し述べさせていただいております。

○10番（茂呂孝志君）聞こえないですね、ちょっと。

○議長（宮崎昌宗君）課長、マイクを。

○開発交流推進課長（永野英憲君）もう一回言いましょうか。

○10番（茂呂孝志君）いいです、いいです、もう。

○開発交流推進課長（永野英憲君）それから、3項目めの大池公園東側部実施設計は随契で業者選定を行い、西側園路設計業務契約は指名競争入札で業者選定を行った理由を、業務内容の精査及び関係法令等の照合を行った結果と答弁しているが、それぞれの業務内容にどのような違いがあつて、随契、指名競争入札となったのかという御質問でございますが、これにつきましては、まずそれぞれの業務内容の違いということで申し上げさせていただければ、東側部実施設計については、基本構想をもとにデザインと技術面の両面にわたって詳細な設計を行う必要がございます。特にデザイン面については、随意契約の理由として過去答弁をいたしておりますが、一定の水準の実績を有する事業者で、水辺空間設計、照明を含むストリートファニチャーの設計など、複数の条件に精通した技術者、実績を有した業者である必要がある業務内容ということになります。

西側・中央園路整備実施計画につきましては、東側部実施設計においてデザイン面の基本的な施工内容が確定をしておりますので、測量、積算、工事施工等の技術面での設計が主な業務内容となります。

このような業務内容の違いから、それぞれの業務契約については、随意契約及び指名競争入札ということで実施をさせていただいたということでございます。

最後、4項目めの平成28年7月入札執行のスマートインターと一体化した地域拠点づくり事業計画策定業務契約は、有限会社小野寺康都市設計事務所ほか10社の指名競争入札で業者が決められている。このことは、大池公園基本構想策定業務契約も指名競争入札ができたのではないかという御質問でございますが、まず、茂呂議員も、これは十分に御承知だと思っておりますが、御確認をさせていただきます。

基本構想策定業務については、平成26年12月に随意契約により契約の締結をしております。スマートインターと一体化した地域拠点づくり事業計画策定業務は、平成28年6月に指名競争入札により契約を締結しておりますので、その同時期での発注ではないということ、ここでまず確認をさせていただきたいというふうに思います。

平成26年12月に随意契約を行った基本構想策定業務の随契理由につきましては、過去の一般質問でもお答えをしているように、景観設計、高速道路連結設計、マーケティング理論等、複数の条件を満たす必要があり、その条件を全て具備する業者を求めなければならなかったことから、26年12月の当時、業務を執行する上で、一番よりよい方法ということで、我々、考えさせていただきまして、随意契約により契約を行ったということでございます。

こういう答弁で、茂呂議員につきましては、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）私のほうから、小中学校の給食費の無償化についてということで、まず給食費の負担軽減を3世代同居世帯と準要保護世帯と小中学生がいる全ての家庭とを区別する理由について御答弁させていただきます。

区別する理由につきましては、過去、何度も同様の質問に対して御答弁しておりますように、各自治体が住民サービスの一環として、どこに重点を置き施策を実施していくかだろうかと思いますが、本町におきましては、町の定住促進施策の一環として、三世帯同居世帯支援事業において給食費2分の1の補助制度や、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助として、要保護・準要保護世帯への給食費の全額援助等の施策を実施しており、それ以外の小中学校がいる世帯につきましては、平成30年度より、先ほども申し上げましたが、学校給食地産地消推進事業助成金制度を創生し、給食食材のうち米代にかかる費用を助成しており、それぞれ法的根拠や趣旨等が異なり、結果的に生じた区別であると考えております。

次に、2016年9月議会では、今後さまざまな視点から考えていきたいと答弁しているが検討は、につきまして御答弁させていただきます。

検討につきましては、関係課と協議を重ね、先ほども申し上げましたが、地元産の米消費拡大の推進、また、保護者負担の軽減を目的として、平成30年度より学校給

食地産地消推進事業助成金制度を創設し、米代にかかる費用を助成しております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）教育長。

○教育長（道免 隆君）それでは、私のほうから議員御質問の2016年12月議会で給付区分の中に生徒会費、PTA会費、クラブ活動費を追加する考えがないか尋ねたら、「近隣自治体の状況を見ながら、今後検討する」と答弁していると。検討結果はということでございますので、そのことについて御答弁を申し上げます。

教育委員会で検討を重ねてまいりましたが、次の2点の理由から、現段階で内容の追加は行わないという結論に至っております。

1点目として、京築管内各市町、7市町の状況について調査を行いました。その結果、いずれの市町においても、議員のおっしゃる生徒会費、PTA会費、クラブ活動費を追加内容に加えていないこと。

2点目として、平成28年12月議会で、当時の担当課長から御答弁申し上げましたけれども、本町としては就学援助費に加えて全ての児童生徒を対象とした自転車ヘルメット助成、遠距離通学費助成、各クラブ活動への助成、さらには中体連の県大会以上の大会の参加への助成等、かなり手厚い、よそに負けない支援を行っているというふうに考えているところです。

以上、2点が理由でございます。

次に、次の項目の義務教育は無償化という観点から、算数セットの備品化は当然だと思いますが、町の考えはということについて御答弁させていただきます。

まずここで、最初に1点御確認をさせていただきたいのは、私ども教育委員会としては、憲法第26条第2項でうたわれております「義務教育は無償とする」という、この捉えについては、昭和39年最高裁の判決において「義務教育の無償とは、授業料を徴収しないと解することが妥当である」というものが出ておりますので、その他の経費等については、保護者が子女に教育を受けさせる義務として負担するものであるという考え方に至っております。

そのこととあわせて、以下の3点の理由から、算数セットの備品化については適当ではないというふうに考えております。

まず1点目ですが、児童の学習意欲への影響でございます。教材会社は、大体4年に1度の教科書改訂にあわせて、算数セット等の教材を、商品をつくるわけですが、

そのときにいろんな形で改善、改良を加えてきます。備品化すると、最低4年間使用するということになります。1年生段階では、この算数セットの教具については、算数の時間は常に使うというようなもの、例えば数図ブロックとかですね。そういったものについてはよく使うわけですが、そういった頻度で使いますので、1年たてば傷が入ったり、あるいは色が剥げたりというようなことで傷みが生じます。そうなってきますと、2年目以降に入ってくる新1年生にとっては、真新しい教具ではないという状況になりますので、特に新1年生は新しい小学校入学という意欲を持って入学してきますけれども、そういったところで意欲の減退に通じるのではないかなというふうに危惧するところです。

2点目は、指導効果と児童への心理的影響の観点です。入学児童の数は年ごとに違います。児童数増により備品を追加購入する必要が生じてまいりますけれども、教材会社は、先ほど言いましたけれども、4年に1度の改定にあわせてつくりますが、年ごとに毎年現場の声を聴取して、改良、改善を加えてまいります。そうってきますと、同じ会社のものであっても、次の年は色や形、あるいは大きさが違うというようなことも出てきます。同一教室内において教師が指導する場合、同じものでない子供がいるという状況は、指導の観点から言って、効果的な指導がしにくいという部分もあろうかと思えます。あわせて、自分だけほかの友達と違うというものを使う子供たちへの心理的影響の面もあろうかと思えます。

最後に、衛生上の管理の問題がございます。小学校低学年の児童は、物を口に入れたり、なめたりという行為を無意識のうちにやっぱり行ってしまうということがございますけれども、インフルエンザとか、あるいはノロウイルス等の感染症や、けがをしたときに出血をするということもありますので、そういったことを考えたときに、衛生上の管理の面からも課題があろうというふうに思っています。

以上の理由から、現段階では年度当初に同一の教具を保護者をお願いして購入していただくというのがよいというふうに考えております。

次に、算数セットの備品化で子供たちに道具を大切にすることを育まれると思えますが、町の考えはということで御答弁をさせていただきます。

子供たちの道具、物を大切にすることを育成するために、学校でまず指導するのは、自分の持ち物に名前を書く、しっかり自分の物は自分で管理をするということを指導の第一というふうに考えて指導しております。

ほかの学用品同様、算数セットについても、シールに名前を書いて張ったり、あるいはおはじき等については、本当に1円玉程度の物ですけれども、その一つ一つに名前を書くというような作業を、保護者の協力のもと、家庭で行っていただいておりますけれども、そういったことで自分の持ち物に名前があるということで、これは自分のものということを意識するようになると同時に、いわゆる自己管理の意識の醸成というものにつながるだろうと思いますし、あわせて、保護者の方にそれを負担していただくことで、保護者の方への感謝の念、ありがとうというような気持ちも育まれるものというふうに考えております。

以上のことから、現状では算数セットの備品化については、教育委員会としては考えておりません。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）それでは、私のほうから5番の体育館の建設についてということで、まず1番目の、新体育館は2本の川に挟まれているが、避難場所として適地なのかについて御答弁させていただきます。

避難所としましては、現在、隣接するげんきの杜が災害時の避難所として指定されており、また災害には土砂災害や地震などさまざまな種類がございますので、今後、新体育館設計を進めていく中で、げんきの杜を中心とした避難所機能の強化が図れるよう、災害に強い体育館として、地理的条件等確認しながら構造や配置など検討していきたいと考えております。

次に2番目の、高速道路との接続は大池公園のほうがよく、交流試合のための条件は整っており、選手もランニングができるが、トレーニングセンター跡地周辺では大池公園園路整備が生かされていないがについて御答弁させていただきます。

6月議会でも説明しましたが、新体育館は、町民の日常的な利用をメインに考えており、定住ゾーンにおける魅力ある施設の一つとして、トレーニングセンター跡地に整備する考えであること、また、今後は屋内体育施設はトレーニングセンター周辺に集約、屋外体育施設は多目的運動広場周辺に集約していく方針であるということにつきましても、何度も機会があるごとに申し上げております。

以上のことから、今後、大池公園に隣接する多目的運動広場を屋外スポーツ施設の拠点として、関係課と協議しながら整備内容等の検討を進めていく方針でありますの



で、大池公園園路整備が生かされないということは考えてはおりません。

続きまして3番目の、大池公園から体育館がなくなれば大池公園の集客力は低下すると思うが、集客力向上について町の考えはについて御答弁させていただきます。

先ほど屋外体育施設は多目的動広場周辺に集約していく方針であることを申し上げましたが、今後、関係課と協議しながら、集客力向上の部分につきましても図れるよう、整備内容等検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） まず、園路整備終了後の事業ですが、ちょっと最初聞き取りにくかったんですけども、整備方針に従ってやっていくということですが、第3段階については検討をやめるということでしたか。で、第2段階は考えているということですか。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君） そのときの整備方針で、第3段階の整備は第2段階の進捗状況を踏まえ、事業費及び必要性等を検証しながら実施するかどうかを検討させていただくというふうにしておりますので、第3段階をやめるとかいうようなことではありません。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） じゃあ、第2段階については検討するだろうと思うんですけども、ここは、公設か民営かということで、過去に民営のほうが連結もしなくてお客さんと呼べるということであったので、再度お尋ねしますけれども、民設でやるのか公設でやるのか。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君） その整備方針では、集客施設は企業誘致、民間店舗の誘致を基本として考えて、極力、町の負担がない整備を考えているということにしておりますので、その基本方針に乗って考えさせていただくということでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） じゃあ、民設民営でやるという考えで、今進めてるわけですか。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君） ただいま申し上げた内容で推進をさせていただくと

いうことでございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）ただいま申し上げた内容ということですから、民設民営ですかと聞いてるんですよ。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）民間店舗の誘致を基本として考えさせていただくということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は以前、客数のことについてお尋ねしたことがあります。客数については、このゲストハウスの運営の仕方によって考えていくということで、それまでは、まだ詳細に大幅な客数は見込んでいないという、過去のそういう答弁がありました。それで、ゲストハウスを誘致、または設置する、建設するときには細やかな部分については出てくるだろうという見通しを持っているという答弁がありましたので、その後、客数についてはどのような見通しを持たれているのかお尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）ただいま、先ほどから答弁をさせていただいておりますように、第2段階については民間企業の誘致を考えているということでございますので、その企業の内容がはっきりわからなければ、今議員さん御質問の客数等については、この段階では答えられないということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）随分長く時間がかかっているわけですがけれども、その話はその後どうなってるんですか。もう話はなくなったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）その話というのが、前の辻口シェフ等の話だとは思いますが、それは継続して今、話を進めておりますが、停滞をしているというような状況でございます。ぜひ茂呂議員さんも、この前から言いますように、そういう方につきましても、町のホームページ、議会会議録等をごらんになりますので、ウエルカムの状態になるようなことになれば、また、そういう前向きな話にもなるでしょうけど、今言われますように、茂呂議員さんたちもこの件に対しては絶対反対というようなことも議会の中で答弁をされますので、そういうところを見れば、またなかなか

ウエルカムにはならないというふうなことでございますので、ぜひしっかりやらせて  
いただきたいと思っておりますので、賛成といいますか、御協力のほうをよろしくお  
願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）次に、連結の問題についてお尋ねいたします。

2017年6月議会では、町長が「連結ではお金がかかり過ぎるので、今のところ  
白紙と理解してほしい」と答弁いたしました。それから、同じ議会で私が何度もお尋  
ねをしたら、「連結はやりません」と明言いたしました。それから、ことしの6月議会  
では、「高速道路の4車線化に伴い、国に陳情していきたい」という答弁でありました  
が、町長にお尋ねいたしますが、再度、連結については行うということで、お考えが  
変わったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）連結については、今回の御質問の中ではちょっとな  
かったんですが、過去の答弁というようなことで言われますので、それでお答えさせ  
ていただきますが、整備方針においては、連結は、施設の目的等をしかと考慮して連  
結は行わないというような整備方針をしておりますが、その後、荒牧議員さん、また  
安元議員さんのほうから御質問があつて、連結はぜひ必要ではなかろうか、再考した  
らどうかというような御質問がございました。その中の答弁で、そういう町民の皆さ  
んの声が大きくなれば、この高速道路との連結については再考をさせていただきたい  
というふうに答えているということでございます。

○10番（茂呂孝志君）じゃあ、一度、町長がもう連結は行わないという答弁を明言し  
たわけですが、その後また再考を考えられているということですね。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）連結が必要という声が大きくなれば、そういうこと  
は再考させていただきたいということで答弁をさせていただいております。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）次に、大池公園の基本構想を策定するときに、業者選定する  
ときに、指名登録業者の審査を行ったのかということに対して、ある程度調べたという  
ことですね。ある程度調べて、残りは、それに適合する業者もいたかもしれないん  
ですよね。何で途中でやめたのか。やっぱり、まず最初に町の指名登録業者から審査

をして、それでなければ、これ、性質上、どうもこれはないごたる、特殊で無理であるということであれば、それは随契ということも、それは法律にありますからね。しかし、なぜちゃんと調べ上げないでやったのかということです。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）それについては、随意契約の理由とはほかに過去の答弁で申し上げておりますが、これが、一応、平成26年11月に企画情報課の中に交流開発推進班ですか、班ができて、その中で26年の基本構想については取りかかるというようなことで、時間的にタイトであった、期間が短かったので厳しかったというようなことで、こういう方法をとらせていただいたということで、過去、答弁しておりますので、そういうところも踏まえて、基本構想については随意契約でさせていただきますということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）タイムリミットがあったから審査をやめて、実際に契約をした業者の名前は言いませんけれど、実際に契約した業者とやったということですから、最初からある程度そこに接触していたんじゃないですか。それと全く白紙であれば、そこと接触する時間的な余裕はなかったと思います。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）茂呂議員、勘違いしてほしくないのは、基本、随意契約にした理由は、過去言った、その基本構想については公園の景観設計、照明、遊具、園路におけるストリートファニチャー等のデザイン、それから高速道路との連結設計、あわせて全体的なマーケティングの部分において、総合的に協同が組める事業者としてということで、基本構想の業者と随意契約をやったということでございます。

それで、先ほど言いましたように、町の登録業者をよく調べてというようなことに対しては、先ほど言いましたように、平成26年11月にそういう班ができて、そこがやったというようなことで、時間的にタイトというようなことも、過去、理由として申し上げたということでございますので、あくまでも、随意契約の理由といたしましては、先に申し述べた理由が主なものでございます。ということで御理解をしてください。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）当然、基本構想を書いた業者を選ぶ前もかなり時間がかかると

思いますよね。ですから、何でその時間がかかるのをやめて指名選定委員会に登録してない業者を、全国各地を調べたという答弁をされましたよね。それは、全国各地、そのほうが時間がかかると思いますよ。何でそんなことをやってるのか。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）全国を調べたのかという御質問に対しては、北海道までは調べてないという答弁をさせていただいておりますが、町の登録業者についてはある程度調べさせていただいたと。で、先ほど言いますような随契の理由で、そういう、もろもろの条件を具備する業者というようなことで基本構想の業者を選ばせていただいた、そこと随意契約をさせていただいたということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）やっぱり沖縄から東北まで調べると、かなり時間がかかりますよ。そういう時間をかけるのと、町の指名登録業者を調べるのと、町の指名登録業者を調べるほうが早いですよ。何でそこと特命随意契約やったのかわかりませんよ。ちゃんとそこ、答弁できますか。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）どの部分の答弁でしょう。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）沖縄からね、東北まで、ちゃんとした業者がおるか調べるのと、町の指名登録業者の中から調べるのではね、それは、町の指名登録業者の中から調べるほうが私は早いと思いますよ。沖縄から東北まで調べたら大変な時間がかかりますよ。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）一つの方法としては、今やっぱりインターネットが普及しておりますので、そういうところを入れれば、そういう業者はかなり出てくると思います。そういうことで調べれば、そんなに時間はかからないのかなとは思いますが。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）うちの指名登録業者にもちゃんとした資料がインプットされますからね、そちらのが早いと思いますよ。それだけは言うておきます。それは考えなくてもわかると思います。

それで、次に行きますけれども、東側部を随契でやって、西側部を指名競争入札でやったということでもありますけれども、もちろん、デザイン、水辺空間、こういうことを言いましたよね。過去にも言ってます。ですから、これは景観設計だと思うんですよ。そうした場合には、今、たまり場をしていますよね。たまり場のあれも水辺空間ですよ。そうしたら、これは当時の基本構想の業者と違いますよね。これも名前言いませんけれども、かなり実績のある会社だと私は思いますよ。経験豊富なね。ですから、その業者と言いませんけれども、そのときに10社ぐらいと、たしか指名競争入札をしていますよね。日本全国探して、そこらあたりを、水辺空間もすばらしい業者を見つけたんだろうと思いますので、私はこういう業者も含めて、当初からやれば指名競争入札ができたのではないかなと思うんですよ。その点はいかがでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君） 茂呂議員が言われるように、茂呂議員さんはできたと思うんですが、我々としては2016年12月の時点で、そういう特命の随意契約が一番よりよい方法だろうということで採用させていただいたということがございます。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） これも時間が決められて、したということですね。平成26年何月何日って言ったでしょう。平成26年12月かね、たしか。その時間があって、その期日に間に合わせるためにやったということで、今の答弁内容からすると、そういうふうにとれますので。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君） あのと、事実ですね、平成26年12月から契約をして3月末までの工期ということで、基本構想についてはやらせていただいたということは事実でございますが、そのことが理由でということではございませんので、これはもう何度も言いませんが、随意契約の理由については、先ほど申し上げた理由が第一ということでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） ですから、一番最初に基本設計でやったときに、水辺空間の設計、それから今回たまり場の設計、同じテラスですよ。たしか基本構想のときには、水辺から53センチの高さでテラスを張ると。それから、今回は32センチやったか、

33センチやったかね、たしか図面見るとそうなってますけれども、そこでテラスを張るということですね。お互い、ちょっと同じテラスを張るにしても、ちょっと視線が多少上がったり下がったりしてますけれども、そこらあたりも細かな技術の一つですか。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）最初の基本構想については、あくまでも本当の形ができるというような計画ではございませんので、あくまでも基本構想ということでございます。

今回、先ほど言いました、よく茂呂議員も勉強されているので、本当に水面から30センチの高さでテラスを張らせていただくというのは、今回、実施設計の中で、より湖面に近いほうがいいだろうというようなことで、30センチでやらせていただいたということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）2019年3月の予算決算常任委員会で、私がいつも随契、随契と言われるので、これについては指名競争入札でやらせていただきましたと、はっきり答弁してるんですよ。私が随契、随契と言うもんでね。よっぽど耳が痛かったんかどうかわかりませんが、それで指名競争入札でやりましたとはっきり明言してるじゃないですか。ですから、これから見ると、やっぱり最初の基本構想も、私は指名競争入札ができたんじゃないかなと思うわけですよ。その点どうですか。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）その点については、今ちょっと言われたのは時系列が違うと思うんですが、我々が指名競争入札を採用したのは平成28年度からしておりますので、今言う、茂呂議員さん、平成28年12月ですかね……。

○10番（茂呂孝志君）2019年3月、ことしの3月。

○開発交流推進課長（永野英憲君）ことしの3月ですか。じゃあもう、平成28年度から指名競争入札をやってますので。

○10番（茂呂孝志君）それは知ってます。

○開発交流推進課長（永野英憲君）茂呂議員さんが言われたから指名競争入札をしたということではございません。それについては、随意契約の理由がしっかりしとけば、随意契約の方法を採用させていただいて、その契約を締結したということでございます。

す。なおかつ、そういう中で、今回、このときの28年度の事業については指名競争入札で行けるだろうというようなことで、指名競争入札のほうを採用させていただいたということでございますので、茂呂議員さんの御指摘があったから指名競争入札にしたというようなことではございません。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）ことしの3月議会の常任委員会の98ページで、ちゃんと言ってますよ。私が、いつもいつも随契、随契と言われるので、指名競争入札でやらせていただきましたと。で、そのことをお聞きしたら、それは永野課長が指摘を受けたからではない、見解の相違だと言われました。そしてまた、同じ予算決算議会ですが、このときもはっきり随契、随契と指摘されるから指名競争入札に切りかえたとはっきり言っていますよ。ですから、私は、ここでね、誰か調べてください。ここで、これでもって、私は当初から、基本構想も指名競争入札でできたのではないかなと思ってお尋ねしたわけですよ。ですから、もう一度、ちゃんと記憶を戻して、この会議録を見てほしいと思います。

それから、同じことになるかな。スマートインターと一体化した地域拠点づくり事業の件ですが、時間ないのかな。これも、景観設計、マーケティング理論、それから高速道路、これ、三つの条件が整っている業者でなければできないんじゃないかなかったですか。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）これについても、基本的には基本構想を持っておりますので、その内容をもって、スマートインターと一体化した地域拠点づくりに事業計画策定については策定をさせていただいたということでございますので、茂呂議員さんが言いたいのは、そういう特殊な事業なので、何で随契でやらなかったのか、指名競争入札やってるのではなからうかというような御質問の内容だとは思いますが、そういうところのものがありますので、指名競争入札でやっても支障はないというような判断のもと、指名競争入札を採用させていただいたということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）ですからね、スマートインターと一体化した地域拠点づくり、これも、はっきり言って三つの条件、景観設計、水辺空間、マーケティング理論、それから高速道路との連結、この三つの条件が整っているから、スマートインターと一



体化した地域拠点づくりは、10社ぐらいやったかね、その指名競争入札でやったということではないんですか。この点だけ、ちょっと確認しておきます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

毎度議会のたびに、同じような質問、ぐるぐるぐるぐる回ってますので、残り15分ですので、そろそろ別の質問をされたらどうですか。いいですか。

○10番（茂呂孝志君）いや、それだけ確認します。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）茂呂議員言われるように、平成28年6月に11社の指名競争入札で、この業務契約につきましては契約を締結させていただいております。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）ちょっとよくわかりませんが、三つの基準を満たしているということでちょっと理解したんですがね。

それで、次に行きます。

給食費の無償化ですが、廣崎議員の一般質問に対し、小中学生を無償化すれば3,000万から3,400万円の財源が必要ということでありましたけれども、今、三世代同居世帯と就学援助の支援世帯があります。そういう方に半額補助していますので、実際は1,000万以下の財源でできるんじゃないかなと思うんですが、どうなんですか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）三世代同居世帯支援事業につきましては、子ども未来課のほうやっています。就学援助のほうにつきましては、先ほど、議員は「半額」と言いましたけど、全額の援助ということでやっております。

○議長（宮崎昌宗君）答弁、足りませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）ですからね、3,000万から4,000万の財源が必要だと言われましたよね、先ほど。ですから、これは、この中にはもう既に支援しよる財源も入ってるから、実際にそれを除くと1,000万以下の追加予算でできるんじゃないか……。私が言うのは、半額補助の場合よ、半額。全額ならまだかかるでしょうが、半額補助としたら、追加予算1,000万円もかからんでできるのではないだろうかということ

のお尋ねです。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 就学援助とか、そういった部分で、こっちの3,000万等、3,400万円の中には就学援助費等は含まれておりません。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） ですからね、給食費を無償化する全ての財源を言われたと思うんですよ。3,000万から4,000万というのはね、全ての財源を。しかし、もう既に対象者が何十名かおられて、半額補助か全額補助かわかりませんが、もうその財源は確かに3,000万から3,400万の中に入ってると思うんで、実際の追加予算は、全ての児童を無償化した場合と半額補助で実施した場合は、それぞれ幾らかかりますか。そう言ったほうがいいのかな。

○議長（宮崎昌宗君） 教育長。

○教育長（道免 隆君） 今、議員御指摘のように、2分の1補助の分、それから準要保護の全額の分を差し引けば、先ほど言った3,000万から3,400万という数字が減るのではないかと。で、それを2分の1すれば1,000万程度でおさまるのではないかとということだろうと思いますけれども、現状として、今、正確な数字は手元に持っておりませんが、そんなに大きくは変わらないということです。したがって、1,000万程度でおさまるといふことはないというふうに思います。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 私がこれを一般質問したのは2016年9月ですよ。だから、3年前なんですよ。このとき、検討するということ言われたんですよ。検討すると。ですから、その間に、このくらいのことは検討してなかったんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 教育長。

○教育長（道免 隆君） 検討の内容の一つとして、そういったシミュレーション、実際に全額、半額と。全額をすればこれぐらいかかるというのは出しました。したがって、半額にすれば半分。単純に、それは理解しておりました。

それとあわせて、先ほど課長のほうが申し上げましたけれども、いわゆる他課との連携ということで、産業課のほうで、いわゆる地産地消の観点から、そういった米代の補助を行うということ、それが実現したということですね。一定程度、いわゆる給

食費の保護者負担の軽減に向けて努力をした、町としてですね。そのように私は認識しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）前任者の質問でも、今後検討していきたいという答弁をしますので、今後、ここらあたりについて、お互いにまた検討しながら実現を迫ってまいりたいと思います。

それから、就学援助ですが、京築管内でやっていないということでもありますので、これはまた推移を見て行きます。

それから、算数セットの件ですけれども、一部小学校では、どこどこの小学校とは言いませんけれども、一部小学校では使い回しもしてるのではないかなと思うんですが、どうなんですか。

○議長（宮崎昌宗君）教育長。

○教育長（道免 隆君）いわゆる学校で学習に使うそういった教具等については、校長の判断で、こういったものは使おうとか、担任等と連携をしながら決定をしております。議員おっしゃるように、算数セットについても、町内でセット全体を全部購入している学校と、一部を購入している学校が、現実にございます。

一部を買っている学校については、教師が、いわゆる自作教材、教具等をつくって、それを使ったり、あるいは統合の時点で置いていたものを一部使っているというふうな話は聞いております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）県下では、こういうことで備品化してる学校があるんじゃないんですか。把握してませんか。

○議長（宮崎昌宗君）教育長。

○教育長（道免 隆君）近隣市町で、今からもう10年ほど前になるとは思いますけれども、備品化した学校があるということは事実で知っています。しかしながら、その学校は、数年でもとに戻した。いわゆる保護者購入に戻したということだそうです。その理由は、先ほど私が3点、いわゆる備品化にふさわしくないということで申し上げた理由、それだったというふうに聞いております。

それから、いわゆる学校で使う学用品については、算数セットに限らず、習字道具

とか絵の具とか、さまざまな物がございますので、それぞれについて、先ほど言いましたように、学校長の判断でそれを全員に買わせるとか、あるいは一部を買わせるとか、いろんな取り組みをしています。学校長としても、保護者負担の軽減にできるだけ寄与できるように、さまざまな観点から判断をしているというふうに、私は認識しております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）最近、備品化した自治体があるんですが、那珂川市がね、今回、備品化してるんですね。それで、今、那珂川市の近隣も、何か自治体も備品化しているようであります。そこらあたりも、その経緯を調べまして、今、教育長が言われた問題点も言われましたので、今後、私もそういう研究をしながら、またこの問題に取り組んでまいりたいと思います。

最後に、体育館の問題ですけれども、避難場所として考えているのであれば、低い土地に建物を建てるというのは、私は不適切だと思いますけれども、それは、私の基本的な考えでこの質問をさせていただいたわけです。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）新体育館の建設場所については、先ほど来、ずっと言っていますけど、日常の利用ということでトレーニングセンター周辺に建てるということで、2本の川に挟まれているということなんですけど、浸水被害の履歴に関しては、過去に黒川が越水したことがありますけど、その際、トレーニングセンター周辺への影響はございませんでした。なお、当然ながら、今後そういった部分も検討していきたいというふうに考えています。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）過去にそういうことが多少あったということも私は聞いていますけれども、今の異常気象で、過去のデータが参考にならないという、予想もつかないようなことが起こるし、この数日前の線状降水帯で、九州、佐賀で非常に被害が出ていますし、ここらあたりも線状降水帯にかからないという保証はありませんでしたから、避難場所として立派な体育館をつくるわけですから、まず避難場所としても使えるようにしてほしいし、また、その場所も本当に考え直していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、今後、大池公園から体育館がなくなれば、集客力、私はもう、これはかなり低下すると思いますが、この点についてはどのようなお考えですか。今後検討していきたいということでありますけれども、これは、大池公園をつくる段階で、こういうことがもし予想されていたのであれば、大池公園をつくること自体が大変な問題を当初から抱えていたという問題になりますけれども、集客力の問題については今後検討していきたいということは、どういう考えですか。計画が余りにもずさんじゃないですか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）大池公園から体育館がなくなれば集客力が低下するというところでございますけれども、体育館がなくなったからといって集客力が多少低下するといえますか、今現在、多目的運動広場と体育館、それぞれ平成30年度の実績ですけれども、利用のですね、体育館につきましては約3割。その3割のうち、ほとんどが限られたクラブの利用となっております。そういった部分で、体育館がそこからなくなるということで集客力の低下に直接つながるとは考えられませんし、先ほども言いましたように、今後、そういった整備も含めて、その中でそういう集客力が図れるように検討していきたいというふうに考えています。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。残り3分です。

○10番（茂呂孝志君）今の答弁はね、それは教務課長では無理ですよ。やっぱり町長か誰か、そういう方が言わないとね、やっぱり集客力について、町の考え方をちゃんと示してください。そうしないと、あんまりにも大池公園の計画は、そのときそのときの場合当たりので、やっぱり私は計画がずさんだと思いますよ。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）体育館の利用、要するに、現在ある大池公園側にしても、体育館というのは、今使っているのが、通常の住民の皆さんのスポーツ活動、クラブ活動の中で使っている部分が多数でございまして、よそから、要するに合宿を誘致して使わせているというような事情はほとんどございませぬので、体育館イコール集客力の減少という部分はございませぬ。それであるなら、さまざまな、要するに屋外の多目的に、多くの方に利用いただけるスポーツ施設を建設したほうが集客力の向上につながるという判断をいたしておる部分でございまして、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）残り時間も少ないので、これで終わります。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員の質問が終わりました。

以上で本日の一般質問は全て終了しました。

本日はこれで終了します。本会議3日目の一般質問は、あす6日10時から行います。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時58分